

◎開議の宣告

○田中敏雄 議長 14番、阿部信孝議員から遅刻する旨の届け出があります。

ただいまから本日の会議を開きます。

◎一般質問

○田中敏雄 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

◇ 赤 川 堅一郎 議員

○田中敏雄 議長 32番赤川堅一郎議員に発言を許可いたします。

32番赤川堅一郎議員。

【32番（赤川堅一郎議員）登壇】

○32番（赤川堅一郎議員） 皆さんおはようございます。ニューウェーブの赤川でございます。

限りなく広がる緑のじゅうたんを敷き詰めたような我が田園風景は、まさにふるさとそのものであります。こういうすばらしい地に生を受け過ごすことができたことは、人生にとって最高だというふうなことをつくづく感じるこのごろでございます。

ところで、去る4月、5月の大型連休で、我がふるさと村に来客数が9万4,100人という報道がありました。そのうちでも、5月4日には1日で2万1,000人。小京都と言われた角館では7万人弱ということで、ふるさと村の9万4,000人という来客数はすばらしいものだな、それだけに、ふるさと村が我が地にあるということを私たちは大変光栄に思うのでございます。この9万人を超える方々の1割でも2割でも我がまちに足を運んでくれるならば、我が市ももっともって昼間人口が増えて賑やかになるだろうなというふうなことを常々感じる次第でございます。そういう意味におきましては、我がふるさと村をもっともって大事にして、秋田県の観光の拠点のみならず、我が横手市の拠点として大いに発展させたいものだなということを感じるものであります。

また、2つ目には、去る6月3日に宮城県の大崎市古川ウオーキングの皆さんが40名、大挙して横手のいこいの村周辺をウオーキングいたしました。このきっかけは、このウオーキングクラブの方が、春、かんぼの宿に行きましてあの周辺を散策したところが、いや、私はもうこんなすばらしいことは初めてだ。とてももったいなくて私だけ体験するわけにいかないということで、6月3日にバスで大挙40人が来ました。また、このお客さんを迎えるために、地域産業課では、大変ご難儀をかけたのですが、前準備もしていただきましたし、また横手市のウオーキングクラブの方が案内役を務めてくれた。この40人の方々は偶然来たのではなくて、そういうすばらしい横手市をぜひ訪れたいということで来たわけでございますから、これはすばらしい宣伝隊だなと感じるわけでございます。

今は健康志向で、ウォーキングが盛んでございます。我が小野副市長も、健康のために毎日ウォーキングを楽しんでおられるそうでございます。ぜひ小野副市長の音頭で、この周辺、全県のウォーキング大会あるいは全国のウォーキング大会を企画していただいて、我が横手市を健康のまちとして大いにPRして下さるならば、これはすごいなと思うのでございます。副市長、よろしく申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

1つ目の農業振興でございます。

日本の農業を語るときに、米づくりを抜きにして語るわけにはいかないと思うのでございます。瑞穂の国として発展してきた日本は、かつては米が経済のすべてを左右してきた時代が長く続きました。日本の米づくりが飛躍的に発展したのは、日本に初めて明治17年、気象台の前身である気象観測所が設置されてからだと言われています。それまでは反収150キロ前後が日本における米づくりの状態であったそうでございます。いかに農作物に気象の与える影響は大きいなとつくづく感じるわけでございます。今日では600キロがごく当たり前であります。いわば100年の間に、この気象を的確に観察することによって、米そのものは4倍以上の増収になったということであるわけでございます。

かつては自給量に満たなかった米生産量も拡大され、食生活の変化に伴って消費量が減少し、減反政策が始まってから既に三十数年、40年になろうとしております。今日では、米づくりの専門家である百姓が、自分の田んぼの30%に稲を植えることができないという現実を考えると、米づくりの将来はどうなるだろうかと、水のみ百姓であります私さえも悩み続ける昨今であります。

しかも、米価の低落は、農家経営そのものが破壊につながっています。ふるさと農協の資料によりますと、米の売上代金が、平成12年には125億4,000万円が平成18年度には91億1,000万円、この10年間で34億2,000万円と大幅に減少しております。しかし、百姓はどんな条件下でも米づくりをやめることはできません。先祖伝来の土地を守りたい、土地と向かい合いたい、自分のつくった米を食べたい、土に親しむ喜び、百姓魂がまだまだ強く残っておるような感じが私はするのであります。

同時に、水田は田園風景という環境を守る意味での大きな役目を果たしていることも忘れてはならないと思うのであります。日本の農業の特徴は、何といたしましても小規模で家族労働と結いというお互いの助け合いの中で発展してきたことは、ご案内のとおりであります。我が横手市におきましても、1ヘクタール以下が42%、2町歩以下になりますと70%にまでなります。今日では経済構造の変化が進み、機械の大型化、大圃場化により、経済効率一辺倒で将来の確たる方向が明確でない、いわば猫の目農政と言われるように、3年あるいは4年ごとに新しい政策が打ち出されております。

今年度から始まった戦後最大の農政改革と言われる品目横断的経営安定対策、その中でも特に集落営農の組織化が、最大な課題であるとともに関心事でもあります。集約化により経営の安定化を図り採算のとれる農家経営を目指しているということは十分に理解できます。農業者の気持ちの中には、経済合理主義だけでは割り切れない、決断しかねている方々が多いのではないのでしょうか。所信説明によりますと、集落営農組織が70、認定農家が316の加入のようではありますが、横手市の水田面積1万5,700ヘク

ターゲットに対しては何%でしょうか。30%前後ではないでしょうか。私は、まだこれだけしか達成に至っていないということについても、いろいろ疑問を感じているのであります。

今後、さらにこの組織化を図るための具体的な方針と政策遂行のための展望について、1点目、お伺いしたいと思います。

2つ目に、未組織農家への対応をどのように考えておられるか。

いずれ将来、高齢化の進行と農機具の更新期、あるいは跡継ぎ問題などを考えるときに、これらの環境の変化が組織化を促す時代が来るかもしれません。恐らく来ると思います。また、小規模農家の特徴から、将来ともに継続農家の存在がまた続く面もあるだろうと感じるものであります。地域農業を守るという観点から、行政は、国の方針だからといって大規模経営にだけ目を向けるのではなく、横手市の基幹産業を守り、地域の環境保全のためにも十分配慮する必要があると思うのであります。いかがでしょうか。

3つ目に、横手市地域水田農業推進協議会の運営についてであります。

この運営組織は、今年度から4カ年予定の品目横断経営安定化対策事業を推進するための組織のようであります。いわば、国の施策を具体化し実行に移す役目になっていると思います。それだけに、農業者の実情を適切に把握し、一定の枠の中といえども、最大限制度の活用を図る必要があると思います。この協議会の開催状況と協議会における議論の内容等についてお知らせいただきたいと思うのであります。

2つ目に、市立横手病院についてであります。設置者としての市長の考えについてお尋ねいたします。

公立病院は現在、全国で982ありますが、このうちの65%の病院が赤字経営と言われております。加えて、経営環境は決してよくなく、医療制度のたび重なる改革、医療費抑制のもとで、病院経営にとってよい方向に働くのではなく、いわば悪い方向に向き、なかなか改善のチャンスがないのが現状ではないでしょうか。いわば公立病院といえども、生き残りをかけた経営が求められている今日であります。

平鹿病院は中核医療機関として大きな役割を果たすことは論を待たないところでありますが、私は、市立横手病院は、身近に存在して、市民の健康と命を守るよきパートナーであり、将来ともに健全な経営を図り、継続していただきたいという気持ちであります。今置かれている医療環境からして、病院管理者と違う設置者としての市長の経営的責任があらうかと思ひますし、当然、日常的に配慮する必要があると考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

2つ目には、医師の充足と今後の見通しについてであります。

現在、病院の規模に比し医師の充足率は30名でほぼ10割と聞いております。県内の公立病院に比べますと大変恵まれた環境にあります。これは、市長初め関係者の皆さんの並々ならぬ努力のたまものと、心から敬意を表するものであります。

とはいいいながらも、利用者からしますと、眼科の先生は週1回秋大から、また外科外来は今春まで常勤2人の医師がおりましたが、4月からは1人だけで、1人は週4回秋大から派遣というような状況に

あります。患者にとっては、今まで恵まれた環境の中で治療を受けていたものが、突然不自由になったということでの不満があるようであります。この医師の充足についての現状と見通しについてお尋ねいたしたいと思えます。

次に、病院経営の現状と増改築についてであります。幸い、我が横手病院は、毎年度決算によりますと、平成3年改築以来、ずっと黒字経営が続いております。並々ならぬ努力のたまものと思えます。経営の現状と増改築計画の総合的な考え方とどんな形に増改築されるのか、その概要についてお尋ねいたします。

大きい3つ目に、県立看護学院の開学に向けてであります。

1つ目は、設置を進める会解散までの経緯についてであります。

平成7年10月23日、県立看護系短期大学の大学誘致期成同盟会決起集会在、熱気こもる雰囲気の中で行われました。さらに、平成12年2月には横手市に看護福祉系4年制大学を誘致する会に発展、平成16年6月には、県の方針を受け、県立衛生看護学院の設置を求める会に切りかえ、平成17年12月には、設置を進める会として学院を横手市に誘致するため積極的に働きかけるための方針を確認し、5つの専門部会を設置、活動してきたことは、ご案内のとおりであります。4年制大学誘致は実現を見ることができなかったが、県立衛生看護学院を横手市に設置することができたのは、この10年間に及ぶ市民運動と我々の強い思いが県を動かし、実現することができたと思うのであります。

しかし、平成17年2月、せつかく5つの部会を設置しながら、一度も会が開催されないまま、去る4月13日、当会の解散が告げられました。解散に当たって、それぞれ対応やアンケート結果など述べられているが、全く部会が開催されないまま解散に至ったことは、まことに残念であります。経緯について、いま一度お尋ねするものであります。

2つ目に、開学に至るまでの市の対応についてであります。

今議会に歩道設置のための予算が計上され、環境整備に努力されていることについては、大変良かったなという感じがするものであります。今、新たに横手市に160人の10代、20代の女性市民と30名を超える教授陣、合わせますと200人近い若い人口が横手市に増えようとしております。看護学院が設置後には、駅前周辺に対する活力やいろいろな意味で大変いいインパクトがあるものと思うのであります。したがって私は、看護学院が来ることに決まったということで我々は手をこまねいて満足するのではなく、これを新しい市民として温かく迎え、これを将来、短期大学、4年制大学に発展させていくためには、いわば一番いい起爆剤の一つではないかというように感じるものであります。大いにアピールをし、その存在を高めなければならないと思うのでありますが、いかがでしょうか。

大きい4番目に、自然公園の設置についてであります。

横手市の東側に存在する御嶽山は、標高が744メートルとそんなに高い山ではありませんが、西の鳥海山と並んで、ふるさとの山としてかけがえのない存在であります。眺望は抜群であるとともに、登山気分まではいかないにしても、軽い気持ちで登れる山であり、秋田県の山としても広く紹介されていま

す。また、横手高校を初め、市内の小・中学校の校歌にも歌われ、親しまれております。私は、このすばらしいふるさとの山の存在を何とかしてもっともっと広めたいものだなと感じるものであります。

秋田県の各圏域を見るときに、県立自然公園あるいは国定公園がないのは横手平鹿地域だけでございます。萱峠線が横手から山内地域を通り湯田町へ通じており、間もなく広域農道、みずほロードも開通予定であります。御嶽山から白滝観音、大松川ダム周辺を含む一帯を県立自然公園としては最もふさわしい地域と思うのであります。県立自然公園指定要件にかなっていない地域であると思うのであります。

この地域が県立自然公園として市が県に働きかけることが、促進する一つの力になるのではないかと私は考えるのであります。昨年の12月、県議会でも横手市出身の県会議員がこのことを提案しております。しかし、条例によりますと、この指定に当たっては、県の環境審議会と市町村の意見を聞いて指定をするとなっております。したがって、意見を求められる前に、大いに指定に対して意見を述べるべきだと考えるものであります。いかがでしょうか。

私は、自然を大事にする市民の心というものをもっともっと大事にする、そういう意味で、市長自身も健康志向の方でありますし、この指定が、横手市の自然を守ると同時に、地域県民の健康増進にも大いに役に立つと思うのであります。当局の所見をお伺いいたします。

以上をもちまして1回目の私の質問を終わることにいたします。ご清聴ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず1点目でございますが、農業振興についてからお答え申し上げたいと思います。

1つ目に、集落営農組織の現状と今後の方向についてお尋ねがございました。

6月11日現在でございますが、設立数、集落営農73組織、認定農家数は1,316人、認定法人30組織、合計で1,346であります。その中で品目横断的経営安定対策の加入状況であります。集落営農で2組織、認定農家で312件、集積率12.6%であります。

事務手続が繁雑であることから申請が鈍いものと思われませんが、関係機関が記入の実務支援を行いながら、締め切り日の7月2日までには、より多くが加入できるよう働きかけております。

さらに、促進対策として、農政事務所、県平鹿地域振興局、市農協で組織しております担い手アクションサポートチームで個別訪問相談活動を実施中であり、平成19年度も集落営農組織育成総合支援事業を実施しながら、育成拡大を図り、農業経営のみならず地域の農業農村が活性化できるよう推進してまいりたいと思います。

2つ目でございますが、未組織農家への対応でございますが、県の単独事業でございます集落リーダー育成サポート事業を活用し、地域をまとめるリーダーの育成、農地の流動化対策の促進や利用集積活動を行い、品目横断的経営安定対策に加入できる組織、個別農家育成を促進してまいります。

兼業農家や小規模農家についても、担い手への委託、集落営農への参加など、地域で前向きに協議し、農業経営に意欲的に取り組む農家が経営安定対策へできる限り参加できるよう推進してまいります。

いずれにしても、国の政策と市の農業の現状をとらえ、農地が荒廃することなく、横手市農業を活性化に向け対処してまいりたいと思います。

この項の3番目にありますが、本年度から始まりました新たな需給調整システムの推進に向けた横手市地域水田農業推進協議会については、市町村合併によりまして、昨年12月に設立され運営されております。この協議会は、市、農業団体、米集荷業者、認定農業者代表などによって構成されており、会長は市長、副会長はJA秋田ふるさとの組合長となっております。事務局は農政課が担当いたしております。

設立以来、生産調整方針作成者に対しまして米の需要量に関する情報の提供を行っておりますし、新産地づくり対策にかかわる助成内容や単価の決定などについても協議してまいりました。

なお、協議会への提案は、各地域局産業振興課長、各JA営農部長などで構成される幹事会の協議を経て行っております。

大きな2つ目の市立横手病院についてありますが、その項の1点目、設置者としての考え方についてお尋ねがございましたが、現在、市内には平鹿総合病院、市立横手病院、市立大森病院の3つの一般病院がありますが、その中で平鹿総合病院は、県南の中核医療機関として、救急センターや周産期センターなどの三次医療機能を持つ病院ですので、二次医療とともに、より高度な医療を提供していただける病院であると考えております。

一方、市立横手病院と市立大森病院は、お互いに役割を分担しながら、二次医療機関として地域の人々に信頼され地域の医療・保健を担う病院として位置づけられる病院でございます。市立横手病院と平鹿総合病院は、ただいま申し上げました機能や役割を分担しながら、患者さんの紹介なども含め、病院相互の連携を図り、それぞれの病院がそれぞれの特色を生かして地域医療の向上を図っていくべきものであると考えております。

この項の2つ目と3つ目につきましては、病院事務局長の方から答えさせていただきたいと思います。

大きな3番目の県立衛生看護学院についてでございますが、まず1点目でございますが、ご指摘にもありました旧横手市に設置されておりました県立衛生看護学院の設置を進める会につきましては、在学中の学生を対象とした意識調査の内容を踏まえつつ、学院の早期設置の要請活動と設置支援策の具体的な検討を行うという当会の目的やその役割もほぼ終えたものと考え、本年4月に、これまでの活動に対する御礼とあわせて、当会の解散について各会員へお知らせしたところであります。

今後は、看護学院の学生を市を挙げて歓迎するイベントや学生と市民との交流を促進する事業などを開催するための協議検討機関を、各地域団体の皆様や行政機関などにより新たに組織し、学院のニーズにより密接に対応した活動を行ってまいります。

なお、議員がご指摘の将来に向けての活動、いわゆる4年制大学への昇格については、来年4月に開学を迎える看護学院の運営状況や学生の動向などの推移を見据えての検討が必要と考えておりますが、看護学院の移転開学を好機ととらえた活動の実施による盛り上がりと継続的な活動が重要でありますの

で、議員はもとより、市民の皆様からのご支援、ご協力もよろしくお願いいたします。

最後の4番目でありますが、横手市に県立自然公園の設置をという点でございますが、御嶽山につきましては、奈良時代から朝廷が祭ってまいりました塩湯彦神社などの歴史的資源に加え、湧水や溪流などの豊かな自然環境に恵まれ、今も市民の心のよりどころとして親しまれております。これら御嶽山麓周辺の貴重な立地と環境は、地域住民の皆様のご意向を確かめつつ、秋田県を代表する県立自然公園の指定を受ける方向に向かうべきものであると考えております。

具体的には、昨年来の県議会での議論や地域代表の知事への要望などを受けて県平鹿地域振興局との打ち合わせを実施したほか、県の自然保護課の担当者を招いて勉強会を開催するなど、地元の山内地域協議会を中心に、市民を交えた積極的な検討を進めております。

今後は、指定によって地域の皆様に不便や不利益が生じないように、地元の意向を慎重に確認しながら準備を進め、その結果を踏まえた上で次なる行動を起こしてまいりたいと考えております。より親しまれる県立自然公園の指定に向けては、市のみならず市民総ぐるみの運動を継続することが必要と考えております。地域住民の皆様初め関連の皆様には、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきますと思います。

○田中敏雄 議長 横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 市立横手病院についての市長が答弁申し上げました以外の2項目について、ご答弁申し上げます。

最初に、医師の充足と今後の見通しについてというご質問がございました。

ご指摘のように、6月現在で常勤医師が30名おります。非常勤で来ていただいております医師を含めまして、医師の充足率は、医療法で定めます指数をほぼ満たしている状況でございます。

医師の確保に当たりましては、基本的には、秋田大学の医学部からの派遣を機会あるごとにお願ひしているところでございます。特に、常勤の医師が4月から1人になりました整形外科や外来が週1回の眼科、そのほかにも常勤の医師が1人の小児科、また週1回来ていただいております麻酔科につきましましては、常勤の医師の確保が課題であると考えてございます。整形外科につきましましては、常勤の医師が1人となりましたので、現在、週4日の非常勤医師の派遣をいただいているところですが、どうしても足りない状況であるということでございますので、現在、常勤の医師の派遣を強くお願いしているところでございます。秋ごろには一定のめどが立つのではないかと期待しているところでございます。

引き続き医師の確保につきましましては努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

次に、病院経営の状況と増改築計画についてのご質問がございました。

病院経営の現状でございますけれども、平成18年度決算につきましましては、現在、決算の監査をお願いしているところでございます。ほぼ収支が均衡した決算になる見込みでございます。

また、患者数の動向でございますけれども、外来患者数は、4月は昨年度と比較いたしまして727人

増の1万4,953人、5月は592人増の1万5,907人で、2カ月間の合計では1,319人の増となっております。一方、入院患者数ですけれども、4月が昨年と比較いたしまして188人減の6,281人、5月が108人増の6,048人で、2カ月間の合計では80人の減となっております。

患者数の推移につきましては、今後とも注意深く見守ってまいりたいと考えております。

次に、増改築事業についてでございますが、3月議会の一般質問においても、経緯と方向性について一定の考え方を述べてございます。基本的な考え方といたしましては、市民のための優しい病院づくりを目指すということでございます。

これには3つの基本的な柱がございます。1つ目は、ゆとりある快適な療養環境の整備ということでございます。そのために外来機能の充実ということで、医師の数に対応する診察室の確保、感染症対策での対応、障害のある方々への配慮などを検討したいと考えております。また、入院環境の整備ということから、現在の6人部屋を4人部屋へ変更すること、あるいは個室を増やして快適性の向上を図るということを検討してまいりたいと考えております。

2つ目は、専門性を発揮した医療の強化ということでございます。今、横手病院が持っておりますよい部分を前面に出しながら、今後の活路を見出すための医療を展開していきたいということでございます。例えば、消化器センターや生活習慣病センターの設置、健康管理センターの拡充、訪問看護ステーションの設置、透析センターの増床などを検討してまいりたいと考えております。

3つ目は、病棟の再配置ということでございます。現在の4つの病棟を5つの病棟に再構築しながら、病床数を現在の250床から、経営分岐点を考慮しながら230床前後に変更したいということを検討したいと考えております。また、病院の再構築に当たりましては、女性専用病棟の開設も検討したいと考えているところでございます。これらの整備によりまして、今以上に選ばれる病院となるよう検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

増改築事業に当たりましては、事業の健全経営を念頭に置きながら、財源の確保につきましても、できるだけ有利な制度を活用できるように検討してまいりたいと思います。資金計画なども含めまして計画の概要が固まりましたら、議員の皆様にご報告し、ご協議をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 32番赤川議員。

○32番（赤川堅一郎議員） どうもありがとうございます。

1番目の農業振興についてであります。担当の方々は組織化のために大変難儀しておられるようでございます。平成19年度の組織化の目標をどこら辺に置いておるのか、また実際に組織化を働きかける中での隘路といいますか問題点といいますか、そういう特徴的な点はどんなことがありましようか。

また、恐らくここ3年ぐらいは団塊の世代が続くわけでございますから、農家でありながらお勤めの方は、定年退職しますと、今の年齢からしますと70から75歳ぐらいまでは十分百姓ができるということですから、いわば退職後、農業をやりたいという方がたくさんあると思います。そういう方々がこの組

織化にどういふ対応を考へておるのか、その点について。

強い農家づくり、大規模経営、これをどんどん組織化していきまると、いわば残された零細農家といひますか、小規模、1町歩以下、そういう方々が、だんだんに細っていくといひますか、環境としてただ組織化だけ進んでいった場合に、取り残されたそういう小規模の方々の行き場がない、社会的存在としての行き場がないということが考へられるわけでござひます。

私は先日、このことについてある農家の方へどういふものかと聞いたところが、とにかく国の農業政策をまともに受けてやっけて良かったと思つたのはただの一度もない。ベコを置けと言へばベコを置いた。豚を置けと言へば豚を置いた。枝豆がいいと言ふから枝豆を植えた。だけれども、全部だめだった。今回の組織化、集落営農についても、村がみんなまとまるから私も入ろうといふことで、本来目指す方向に中身がついていっていないという部分もあるわけだ。それだけに、国の政策をただ受け売りするだけでなく、本当に横手の農業に根差すような環境がどうなのかといふことをじっくり考へる必要がないのか、私は農家の方と話をしながらそう感じたわけでござひますが、そこら辺についてお尋ねしたいと思ひます。

2つ目の横手病院についてであります、多分5月でしたか、大森病院が、全国の病院設置者協会から表彰を受けたそうでござひますね。おめでたうござひます。これは経営が良好だといふことで、全体の黒字が65%、35%以上、40%近い病院が赤字経営ですから、そういう意味では、全国から表彰されたといふことは、これはすばらしいことだな、大いに拍手を送りたいと思ひます。

ところで、横手病院も平成3年に全面改築して、平成7年にさらに改築をして十三、四年になっているわけだ。今のベッド250床を230床に減らして病棟の環境を変えらると。これも、当然平鹿病院の新しい病棟を見まると、全く今までと形が変わつておりますので、当然、市民から利用してもらうためには改善が必要だと思ひます。しかし、経営内容はとんとんでござひます。とんとんですから、これに大きな事業を行へば、ほとんど借入れに依拠しなければならないと思ひ考へるわけでござひます。ですから、いわばこの増改築計画についての財政計画が一番大事なわけでござひます。

今、横手病院に対する市からの繰出金は、恐らく交付税のルール内だと思ひますが、平成19年度2億9,000万円ほど支出予定であります。この繰出金については、たしかそういう地方交付税の参入分だけでなく、一般会計からのそういう繰り出し限度額といふことを、私はよく法的根拠はわからないですが、繰り出し限度額といふようなことがあるような気がしているわけでござひますが、その増改築の財政計画をどういふふうに考へておられるのか。

3点目の衛生看護学院については、市長が答弁されたとおりであります。その程度に私は理解しているわけでござひます。しかし、私は、新たに200人以上の人口が増えるのですから、行政が今、少子化対策を考へた場合、本当にこれは大事にしなければならない問題だと思ふわけでござひます。しかも、我々は将来を考へておるわけだ。

そこで、市長は来年度、学校がこっちに移つてからそういういろいろなことを立ち上げるといふよう

なことですが、もうちょっと具体的な考え方がありましたら。

それから、敷地が、旧工業高校のグラウンドが2町歩、2ヘクタールあるわけです。これの活用について、この前に私述べたことがあります。市で将来のためにそれを分割譲渡したりしないように、そのまま県が継続して持ってもらえるようにすべきだということを言っておりますが、そのことについて、その後どうなっているのかお伺いしたいと思います。

それから、県立自然公園についてはだいが市の方でいろいろ取り組まれておるようでございます。大変いいことだなと思っておるわけでございます。私は先月、秋田の自然マップを見ましたら、地図上で見ても、ぽかんと空いているのは横手平鹿圏域だけなんですね。さっき言ったように、条例を見ればそんなに難しくはない。これからは開発型ではありませんから、いわば環境保護型でありますから、御嶽山は途中のブナ林、頂上付近のブナ林、それから秋田県の三十三観音の第1札所である白滝観音、白滝観音についても相当、1,000年以上の歴史があるということで、教育委員会が市の郷土史研究会に依頼して、去年あたりから調査をしているわけです。そういういろいろなものもありますし、私は、できればその指定については、史跡、そういうようなものをぜひ指定のために市の方からもう一踏ん張り頑張ってもらいたい。これまでの県の自然保護課の方の感触はいかがなものか、それもあわせてお願いいたします。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 最後の県立自然公園の件でございますが、条例上では、議員ご指摘のように、そうハードル高くないというようなことですが、実際の運用になりますと、時代とともに、県の方も県立自然公園の取り扱いについてはいろいろ考えておるようでございます。我々の地域がああ場所で持っているさまざまな資源の中でも、例えば歴史だとか、そういう特筆すべき部分にもっと光を当てながらこれを推進する方向に行きたいものだな、そんなふうに思っているところでございます。いずれいい機会でありますので、積極的に頑張ってもらいたいと思います。

そのほかにつきましては、担当の方から答えさせます。

○阿部充 産業経済部長 集落営農につきまして4点の再質問がございました。

集落営農は今年度から始まったわけですがけれども、何といても大きな特徴は、これまでの土地所有型から土地の利用型へ変わろう、そういうことではないかと考えております。その中におきまして、現在のところ73組織が設立されているわけでありまして、平成18年度当初、目標を30組織と設定しまして、いろいろ関係機関とも連携しながら働きかけをしてきました。その結果、目標を大きく上回る設立集落営農が見られたわけでありまして。

第1点目、平成19年度の集落営農設立の目標はというお尋ねですがけれども、平成19年度におきましては30組織ということで設定いたしております。当初、平成18年度におきましては3カ年で100組織を目指そうということでスタートしましたがけれども、平成19年度30組織達成できますと、2カ年で当初の目標100組織を超える、そういう段階になっております。この目標実現のため、農協あるいは県、いろい

ろな関係団体とさらに連携を強化しながら頑張ってもらいたいと考えております。特に、今年からワンストップ窓口というのを設置しまして、集落営農に関するさまざまな課題、あるいは問題等について相談を受ける、あるいはまた指導する、そういうセクションを設けております。

第2点目の集落営農についての問題点は何かというお尋ねでございます。

やはり、先頭に立つといいですか、集落を引っ張ってくれるリーダーの発掘、育成、これが大事ではないかと思っております。さらには、5年以内には法人化するという事で経理の一元化も図らなければなりません。やはり経理の一元化、これがなかなか大変だという声も聞かれております。ただ、これに関しましては、JAの方でソフトを開発し、それぞれ指導していきたいということですので、当初はいろいろ混乱もあるかと思いますが、一応、なれるに従いスムーズに進んでいくのではないかと考えております。

また、リーダーの発掘、育成につきましては、平成19年度、リーダー育成サポート事業というのを実施しまして、より積極的に支援していきたい、このように考えて事業化を図っているところであります。ちなみに、平成19年度は、設立を予定しております4団体を集中的に指導してもらいたい、このように考えているところであります。

3点目の、団塊の世代が退職を迎える、退職後、就農する方もいるのではないかと、そういう方に対しての役割というものは何かというご質問がありました。

やはり、70歳、80歳でも現役ばりばりで農業をやっている方が多数見受けられます。60歳定年でもまだまだ十分農作業に従事できる、このように考えております。特に退職された皆さんにつきましては、先ほど申し上げました経理関係あるいは事務関係、やはり自分のこれまでの仕事を生かした、そういう分野で集落営農で活躍していただければ大変ありがたいのではないかと考えております。

また、園芸等、趣味の方もおると思いますが、それを生かした農業というものも十分可能ではないかと考えております。

4点目の小規模農家、1ヘクタール以下の農家は行き場がないのではないかとのお尋ねでございます。

やはり、制度は今年からスタートしたわけでありまして。後戻りということはできないかと思っております。いずれ年齢とともに、あるいは現在持っている機械の償却関係、これが済めば、当然集落営農に参画していく、そういう方法も考えられるわけでありまして。集落営農につきましても、いずれ門戸を広げて対応していただきたいということで話はしておるつもりでおります。

また、どうしても、やはり自分の土地は自分で守りたい、こういう方も結構おるかと思っております。ただ、米一本ではこれからの農家経営はかなり困難であろう、このように推測されます。米価は高くなることはございません。むしろ下がる傾向にあると思っております。そうしますと、やはり複合経営の推進、例えば施設園芸とか、また米、これなんかを推進しながら、農家経営を少しでも向上させるという手法もあるのではないかと考えております。いずれ市でも、あるいは農協でもご相談に応じたいと思っておりますので、複合経営を目指したいという方につきましてはぜひおいでいただきたい、このように思っ

ているところであります。

議員から猫の目農政というお言葉もありましたけれども、この品目経営安定対策、これは国ではもう待ったなしということで、いわば背水の陣で臨んだ農政とも聞いております。そう簡単に変えるということは今時点では想定されないと考えております。何とか共同で、国土を守る水田ですので、農地ですので、未来永劫にわたって国土の保全の意味でも農地を守っていただきたい、このように考えているところであります。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 繰出金のお尋ねがございましたので、私からお答え申し上げたいと思います。

病院のみならず、企業会計への繰り出しは、2分の1を限度に繰り出しすることができるということになってございます。市立横手病院への繰り出しは、合併前から交付税算入分だけを繰り出しておるわけでございます。その分、病院側にもかなり経営努力にご苦労されておるのかな、そのように感じるところであります。今年度の予算も、交付税算入分の繰り出しを予算計上してございます。

それから、増改築に対する財政支援ですが、一般会計もご承知のような台所事情でございますが、合併特例債を中心に、できるだけ有利な財源を見つけまして、病院の増改築計画、あるいは増改築後の病院側の経営計画等についてもよく協議しながら、できるだけ財政支援をしまいたいと思っております。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 答弁は簡潔にお願いします。

総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 県立衛生看護学院の件であります。看護学院設置後の対応につきましては、現在、看護学院の方ともいろいろ話し合いをしながら、できるだけ早目にそれらの内容も含めた対応をする場を設けていきたいと思っております。

それから、敷地の件であります。敷地約4ヘクタールであります。これは全部今後も県が持ち続けることとしておりまして、校舎以外のグラウンド等になる部分につきましては、現在、地域の皆さんにも一定程度使えるようにということで県とも今交渉しておりまして、できるだけ地域の皆さんの要望にもこたえられるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

◇ 上 田 隆 議員

○田中敏雄 議長 8番上田隆議員に発言を許可いたします。

8番上田隆議員。

【8番（上田隆議員）登壇】

○8番（上田隆議員） 皆さんおはようございます。会派あさひの上田隆です。

今回は、6月定例会ということもありまして、テーマに国民健康保険事業を選ばせていただきました。通告に従いまして進めてまいります。ひとつよろしく願いいたします。

公的医療保険は、組合健保、政管健保、国保等に分裂していますが、国民健康保険はこの中で一番最後に、昭和23年に市町村公営の原則が確立され、昭和33年に新国民健康保険法が制定されて、農業者、自営業者も含めたすべての国民が加入する国民皆保険制度として現在に至っています。この中で、自治体、行政と最も関係が深い国民健康保険が今、危機的な状況だと言われております。

国民健康保険は、被保険者の大半が年金生活者や零細商工業者及びその被雇用者、農業者や自営業者であり、雇用主の負担もないために、国民健康保険法第1条で、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを法の目的として、社会性や相互扶助の原理を前面に出して誕生しました。しかし、1984年に国庫補助が45%から38.5%に引き下げられたのを初め、国の補助金削減策により財政悪化が著しく、保険料の引き上げが相次ぎ、加入者の年収に占める保険料の割合は他の健康保険よりはるかに高くなっております。国民健康保険は、今日までのいろいろな制度改革にもかかわらず、脆弱な財政基盤という構造問題は一層深刻さを増しているわけであります。

そのような中、平成19年度の国保税率の改定案が提示されました。その主な内容は、合併協税率の積算では所要額が9,000万円程度不足するため、合併協税率の所得割率に0.75ポイント加算して改定し所要額を確保するというものであります。その結果、1人当たり税額では、医療分で最高が横手の7万648円、最低が増田の5万5,279円、平均で前年度対比5.62%、3,331円増の6万2,590円となり、介護分で前年度より621円下がるものの、トータルでは市平均で前年度比2.85%アップ、2,710円の負担増となります。

平成18年の国保税が医療給付分1人当たり課税額平均5万9,259円、平成17年度対比では9.3%のアップ、介護納付分2万1,206円、平成17年度対比では45.6%のアップと大幅な引き上げであっただけに、市民にとっては、本年さらに重い税負担となるわけでありましたが、以上の点を踏まえ、次の8点について質問いたします。

1点目、昨年、平成18年の国保税率は、課税所得の落ち込みが大きく、そのことが主因となり、合併協議に基づく税率より高くなったとの説明でありましたが、今年も同じような理由に基づくものか。資料によりますと、世帯数は増加しているものの、被保険者数の減少、課税所得の落ち込み、医療給付費の伸び、税の軽減額の増加、限度超過額の増額などいろいろな要因があるようですが、これで合併後2年連続での税率アップとなり、合併に期待した市民の落胆、動揺も大変大きなものとなっております。

合併協議での決議には重いものがあるはずですが、現実には、いともあっさりとはごにされているというのはいかがなものでしょうか。税率を簡単には引き上げない、そうするための検討が極力なされなかったのか、その点をまずお伺いいたします。

2点目、財政調整基金が2億1,000万円と激減した現在、国保税率の大幅なアップを避けるためには、一般会計からの繰入金が必要の状況となっております。平成19年度は7億1,800万円計上されておりますが、直近の3カ年で見ましても漸増の傾向にあります。この中には国保税軽減分の4億800万円、財政安定化のための1億6,800万円が含まれておりますが、これら法定分の繰り入れのほかに、法定外分を含め、今後国保会計への一般会計繰り入れとしてどれぐらいの増額の余地があるのか、当局の見解、見通しをお聞きしたいと思います。

また、現在2億円に激減してしまっている財調基金では、今後の国保運営ははなはだ不安定だと言わざるを得ません。財調基金について、今後どのような立て直しを図っていくつもりなのか、この点についても市当局の見解をお伺いいたします。

3点目、国保中央会の資料等によりますと、収納率については、平成18年度、本市は最終で93.44%ということであり、全国と同規模の他市に比べて健闘している結果となっております。市初め、徴税部門の職員の方々の努力が反映された結果なのではと敬意を表するところであります。ただ、本市を取り巻く社会経済状況の厳しさもあり、以前に比べて収納率も低下しているのも事実であり、収納率90%を切ると最大で20%カット、92%を切ると5%カットなどの国からの財政調整交付金の面からの縛りもあるなど、収納を取り巻く環境には大変厳しいものがあります。

昨年12月、本市では各種の税や国保税の収納率の向上を期して収納率向上対策委員会を立ち上げたわけですが、その取り組みの状況やその効果についてお知らせください。

また、短期証書、資格証明書の発行は、相互扶助の面から微妙な問題で、しかも深刻な問題とも思っておりますが、短期証書、資格証明書の適用数について、そしてまた、その発行に当たっては基準に当てはめれば無条件で適用しているのかどうか、その辺についてもお聞きいたします。

4点目、滞納繰り越し額については、平成19年度5億7,800万円の調定見込み額で収納率14%、収納額8,000万円ほどと想定しております。まずこの収納率は、直近の数字と比べて高く設定しているのかどうかお知らせください。

私は、滞納者に対しては、まず公簿調査や財産調査の必要性があると思っております。特に悪質な滞納者へは、そうした調査をもとに、より強力な徴収が必要と思われませんが、実態はどのようになっているのか伺います。

3月定例会において、阿部信孝議員から、悪質なケースにおいては、法的措置を含めて強い決意のもと徴収を行うこと、また収納率アップの切り札とされる差し押さえ、インターネット公売への取り組みが提言されましたが、私も全く阿部議員と同感であります。当局は、この点についてもどのような考えを持っておられるのか、見解をお尋ねします。

5点目、所信説明の中で、来年度、平成20年度の国保税の不均一課税は困難だとしております。その主な理由として、国保老人1万2,000人の後期高齢者制度への移行、療養給付費の伸び、保険財政共同安定化拠出金などの新たな負担、退職国保制度の廃止、医療介護の2方式から、後期高齢者支援分を含

めた課税方式が3方式への変更などを挙げておりますが、均一化に向かうとなると、現在の国税率平均以下の旧町村は、調定額が仮に来年度、今年と同額だと仮定しても、必然的に負担が増える計算になるわけでありまして。2年連続税率アップの状況の中で、来年度均一化に向かい負担が増えるとなると、ますます市民からの反発が予想されます。来年度からの税率などの見通しをどのように描いているのか、その見解を伺います。

6点目、納税組合への補助金が平成19年度で見直しされ、平成20年に統一されると聞いております。現在、本市の納税組合数は300組合、約1万1,000世帯が加入しておるそうですが、国保を初め、各種の税金の徴収面においての貢献には大変大きいものがあることは衆目の一致するところなわけですが、現在3,000万円程度出されているこの補助金を来年度見直しするということであります。見直しとは具体的にどういうことか、無くす方向で考えているのか。もしこの補助金が大幅な減額になる、あるいは無くなるという方向に進むとすれば、これまでのような収納への推進力は大きくそがれ、事によっては収納率の大幅なダウンにつながる可能性も出てくると思われまして。私は、今後収納をめぐる環境が一段と不透明で厳しさを増すと考えられる中、今、納税組合への補助金を見直すことは控えるべきではと考えますが、市当局の見解を伺いたします。

7点目、来年4月から75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が始まりますが、いまだにその詳細な内容が明らかになっておりません。現行の老人保健制度は、老人医療費の負担を現役世代に割り振るという財政調整の仕組みであり、運営主体が存在しませんでした。このために、増え続ける老人医療費をだれが適正化するのかあいまいだった面があったわけですが、新制度では、県ごとに市町村広域連合が担うことになり責任の所在が明確になりました。このため、新制度では、医療費の高低が保険料に直結するため、今後、市町村ではこれまで以上に医療費の適正化、医療費抑制への取り組みが活発化すると予想されております。

厚生労働省の試算によりますと、高齢者の負担は、まだはっきりとした見通しはわからないものの、これまで保険料を負担してこなかった被扶養者の人たちも保険料を負担しなければならなくなるなど重くなりそうな見通しですが、市当局では、この制度の国保に及ぼす影響、医療費の適正化、医療費の抑制についてどのように考えているのか、その見通しをお尋ねいたします。

8点目、私は、公的年金以上に大きな負担の格差が生じているのが公的医療保険、中でも国民健康保険だと思っております。同じ所得で比較した場合、大企業中心の組合健保の加入者の負担が最も小さく、国保加入者の負担が最も高くなっております。例えば、年収300万円の家族の場合、組合健保の保険料は年間9万9,000円、中小企業中心の政管健保は12万3,000円であるのに対し、国保は4人世帯の場合25万円と、その負担は組合健保の2倍から3倍にもなります。

なぜこのように国保の保険料が高いのか。それは、加入者の所得の低さ、加入者に圧倒的に高齢者が多いことが主な原因とされています。統計によりますと、1世帯当たりの平均年間所得は、全国平均で国保が132万円——当横手市は82万6,500円であります——であるのに対し、組合健保は371万円、政管

健保230万円となっております。また、加入者の年齢についても、国保加入者の平均年齢が53.2歳であるのに対し、組合健保は33.9歳、政管健保が37.2歳となっており、年齢を反映して1人当たりの年間医療費も、平均で国保が16万3,000円、組合健保10万円、政管健保11万4,000円という状況であります。

これらの数字を見てみますと、国保の保険料負担が高く、その財政が赤字体質であるのは、よんどころのない事情があるからであり、そして構造的な要因に基づくものであることは明らかであります。公的医療保険という公の制度の間にこうした大きな不均衡、不公平を存在させておくことは、到底容認できるものではありません。

私は、国民健康保険が危機に瀕し、国民皆保険制度がまさにがけっ縁にあると思われる現在、公的医療こそ年金に優先して一元化すべき最重要政策課題だと思えます。市町村など全国の自治体でも、これまで長期にわたって国に対し一元化の要請を行ってきているようではありますが、なぜ実現しないのか。これまでの働きかけの経緯と市長の見解をお伺いし、壇上からの私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 国民健康保険事業につきまして8点ご質問がございました。

まず1点目でございますけれども、合併協議に基づきます税率より高くなった件でございますが、平成18年度の税率につきましては、合併協議による医療給付分の税率を0.85ポイント引き上げて決定したところでございます。ご承知のとおり、合併協議で推計された基準総所得と比較して7.84%、14億1,500万円低く、推計額と乖離していたことが大きな要因であります。今年度につきましても、同様に、基準総所得が8.0%、14億3,800万円の乖離があり、また繰越金が8億2,500万円と見込まれていたことが大きな要因であります。特に、財政調整基金を平成15年度から合併前の3カ年で8億円繰り入れて税率を抑えてきたことなども影響し、合併協議では、税率の高い方である旧横手市、旧大雄村でも1.0ポイントも引き上げて均一課税にせざるを得なかった現状があります。

合併協議での基準総所得は平成17年度の数値をもとにしておりますが、農業所得も現在より高く、また当時、会社などを退職した方が多く加入したため課税所得も多かったのではないかと推測されるところであります。合併協議による推計値と同様の現状であると仮定した場合は、合併協議での課税額が28億6,300万円、今回の課税額が27億3,100万円でありまして、1億3,200万円ほど減額することができる結果となっております。ご承知のように、合併協議での税率は、仮定の数値による積算であるため、必要とされる税額に不足が生じた場合は同率で引き上げることも、合併協議により確認されておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、今年度の国保税の積算に当たりましては、医療費などを厳正に推計し課税額を算出しておりますので、これらの事情をご理解賜りたいと思います。

次に、税率を引き下げる検討につきましてであります。財政調整基金からの繰り入れる方法が考え

られますが、ご承知のように、国保の財政調整基金は2億1,100万円であり、1人当たり4,800円となっております。過去3カ年の保険給付費の5%相当の積み立てが基準とされておりますが、当市は半分の2.5%という状況であります。医療費の急増など不測の事態に備える額としては、これ以上の取り崩しは厳しいものと判断したところであります。

2つ目に、国保税率の引き上げを避けるため一般会計からの繰り入れができないか、また今後の財政調整基金の積み立てについてのお尋ねがございましたが、初めに、一般会計からの繰入金につきましては、平成19年度におきまして、保険基盤の安定繰入金、出産育児一時金の3分の2、財政安定化支援事業繰入金、また事務費繰入金の総額で7億1,800万円計上いたしており、国からの繰り出し基準に基づいた繰り入れを行っているところであります。

ご承知のように、国民健康保険は一般会計と区別して特別会計として独立採算性で運営することが原則となっております。一般会計からの繰り入れにつきましては、国保加入者の方が4割相当の4万3,000人、残りの方は国保以外の医療保険の加入者となっております、ほかの医療保険に加入している方から国民健康保険に負担を求めるということとなりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

また財政調整基金の積み立てにつきましては、ご承知のように国保税率を引き上げなければならない現状にかんがみ、今後の検討課題と考えているところでございます。

3番目につきましては、後ほど、担当部長から答えさせていただきたいと思っております。

4番目のお尋ねでございますが、国保事業会計滞納繰り越し分の歳入予算については、過去の収納率から推計し計上いたしております。滞納繰り越し分の収納率は、一般被保険者分及び退職被保険者分合わせて、平成15年度16.3%、平成16年度15.8%、平成17年度15.3%となっており、これから推計すると、平成18年度14.8%、平成19年度14.3%となることから、平成19年度の一般被保険者分については14.0%を乗じ、退職被保険者分には20.0%を乗じて計上したものであります。景気回復の兆しは見られるものの、依然として厳しい経済情勢の中、個人の所得に反映されていないのが現実であり、収納率も年々減少しているところであります。

次に、滞納者の方々に対しての滞納処分などの状況であります。基本としましては、滞納処分による収納ではなく自主納付により収納に結びつくよう、個々に接触を図り、納税交渉や相談を行っております。納税交渉にご同意いただけない方や成約事項が不履行に至る場合などは不動産や預貯金などの各種財産調査を実施しておりますが、調査後の結果は、抵当権設定や根抵当権設定など先取特権が設定されており、換貨処分に付しても配当を期待できないのが多い現状であります。今後は、税の公正公平という観点から、動産などの差し押さえを実施するとともに、インターネット公売実施に向け作業を行っているところであります。

議員が述べておられますように、悪質滞納者へは毅然とした態度で臨む所存ですので、よい情報やご助言をいただければと考えております。

参考までに、平成18年度の所得税還付金の差し押さえ件数は294件、1,273万214円。このうち国保税

は781万9,234円でございますが、この収納実績を上げておるところでございます。

5つ目の質問でございますが、医療制度改正によりまして平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されます。その結果、国保における老人保健対象者1万2,000人が新制度に移行することになり、また、退職者医療制度が原則廃止となり、新たに65歳以上を対象とした前期高齢者制度による全国的な財政調整が始まります。さらには、国保税の算定方式が現行の医療分、介護分に加え、新たに後期高齢者支援分が新設されます。その課税額については、各医療保険者がそれぞれの加入者数に応じて負担することとされており、現在、社会保険診療報酬支払基金において積算が行われております。

このように、合併協議における不均一課税の算定根拠が大きく変化することが確実であり、合併協議での税率によって積算することは困難な状況であります。平成20年度からの税率につきましては、前期高齢者の財政調整額、後期高齢者支援金など未確定の要素が多く、現在の段階では推計できない状況にあることをご理解お願い申し上げたいと思います。

6つ目の納税貯蓄組合との関連でございますが、補助金の見直しについてであります。合併協議においては平成20年度から統一することとされております。補助金の統一に向けて、地域局職員を含めた事務担当者の会議を数回にわたり重ねており、9月ごろには原案を提示できるものと考えております。

補助金は納税貯蓄組合法に基づいて交付されておりますが、旧市町村の交付基準はばらばらであることから、統一する必要がある、また従来補助金交付基準を見直し、事務的経費の助成は存続の方向で検討いたしております。横手市の場合、納税組織は税収納確保に大きな役割を果たしており、今後とも維持向上に務めてまいります。

なお、平成18年度の納税組合数であります。310組合、1万1,024世帯、加入率約32%となっております。

7番目の後期高齢者医療制度についてであります。3月1日付の国保広報「国保からのお知らせ」を全戸配布し、制度の概要についてお知らせしたところであります。今後は、今年度7月発行予定の国保広報紙への掲載、各地域局窓口へのパンフレット配置、また後期高齢者医療制度の保険料が決定される時期を見て、市報に特集を組むなどして市民に周知を図ってまいりたいと考えております。

後期高齢者医療の保険料につきましては、厚生労働省の試算で1人当たり月額保険料6,200円、年額7万4,000円とされております。今年度の国保税1人当たり6万2,590円より高い状況ではありますが、今後、全県の老人医療費の状況や後期高齢者医療診療報酬の決定に基づき算定されることとなります。市長会におきましても、国において後期高齢者にふさわしい診療報酬体系、また低所得者に対して十分な対策を講ずるよう要望しておるところであります。

医療費の適正化、医療費の抑制につきましては、国の診療報酬などによるところが大きくありますが、それらを注視しながら、健康教育や健康指導に力点を置いた健康づくりを推進することとなります。

8番目の公的年金制度の一元化についてであります。この制度については一元化の方向に進んでおるところであります。医療保険制度につきましては、昭和34年に現行の国民健康保険法が施行され、

昭和36年に国民皆保険が実現しております。ご承知のように、他の政管健保、組合健保などは、所得も多く、加入者の年齢も若く、1人当たり診療費も低い状況であります。翻って、国民健康保険は、発足当初こそ農業、自営業の方が7割を占めておりましたが、平成16年度全国統計では無職の方が52%も占める状況となっております。さらに老人の加入割合が24.2%であるのに対し、政管健保は4.6%、組合健保は2.1%となっており、所得の少ない方、また高齢者の方が多く加入している構造的な問題を抱えております。当市でも、老人の加入割合が27.5%と全国平均を上回る状況となっております。

このような現状から、国民全体で支え合う医療保険制度が強く求められ、当市も加入している国保連合会を通じて医療保険制度の一本化の実現に向けた運動を展開し、また、全国市長会の国民健康保険制度等に関する重点要望として、医療制度改革大綱における医療保険制度の一本化を目指すという方向性を踏まえ、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化を図ることを要望しておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 3番目のご質問の収納率の関係でございますが、初めに、収納率の状況と調整交付金についてお話し申し上げたいと思います。

平成18年度の全体での収納率は前年度より0.09ポイント増の93.44%となっております。調整交付金の対象となります一般被保険者の現年課税分は92.45%の収納率で、普通調整交付金は満額確保できる見通しとなったところでございます。当市の普通調整交付金は11億円ほどでございますので、もし収納率が92%をクリアできない場合、5%のペナルティーを受けることとなりますので、5,500万円ほどの減額となるところでございます。

次に、収納率の向上対策委員会の取り組みの状況についてのご質問がございましたが、本年度は5月15日に委員会を立ち上げまして、出納閉鎖の5月31日に向けて、本庁管理職を中心に40人体制で、夜間等を含め延べ131回の訪問調査を実施したところ、278万円ほどの収納と20件の分納誓約をいただいたところでございます。

次に、収納対策と密接にかかわりがあります資格証明書、短期保険証の発行の件についてのご質問についてお答えいたします。

4月1日現在の状況は、資格証明書交付世帯が198世帯、それから短期保険証発行世帯が997世帯でございます。国保世帯に占める割合は5.96%となっております。

ご承知のとおり、国保は加入者の相互扶助で成り立つ制度でございます。その財源となる国保税の収納確保は、制度を維持していく上で、また被保険者間の負担の公平を図る観点からも極めて重要な課題であると認識しております。資格証明書、それから短期保険証の交付事務を通じまして滞納者との接触の機会を確保し、納付相談、納付指導を行うため、平成12年度の国保・介護保険制度の導入を機に、保険税滞納者に対する実効的な対策を講ずる観点から、この制度が導入されたものでございます。

資格証明書の交付は、市の資格証明書等の交付要綱に基づき交付いたしておりますが、過去1年間国保税を滞納している世帯が対象となっております。要綱に掲げる特別な事情のある世帯は除かれることになっております。

適用に当たっての方法について簡単にご説明申し上げたいと思います。

まず、事前に、滞納している世帯のうちから納税に対して誠意の見られない世帯を抽出いたしまして、返還予告対象者として休日、夜間等の納税相談の実施、あわせて納付誓約書、それから特別の事情に関する届け出書などの提出を求めています。それから、これを実施した後に審査会を開催して、審査会の正式な名称は、国保被保険者証等返還等審査会という名称ですけれども、副市長が委員長となりまして、世帯の滞納の状況、納付・納税相談、分納誓約の履行状況、世帯の収入、固定資産の状況、それから福祉医療の母子、父子、障害者、老人保健該当者等の世帯の状況、これらを点数化した上で、さらに総合的な判断を加えまして保険証の返還命令の手続を行いまして、資格証明書を発行することになっております。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 8番上田議員。

○8番（上田隆議員） ご答弁ありがとうございました。

それでは、二、三再質問をさせていただきます。

1点目と、それから5点目、ちょっと似通った面がありますけれども、合併協議との絡みの関係で申し上げました。今現在、合併して2年になろうとしておりますけれども、まだ市民の方々から、行き会って話をしますと、合併して、こんなはずではなかったという話を言われるわけでありまして。いろいろな面で不満を持っている現状が話されます。そういう事情もありましてこういった質問をしたわけでありまして、そういうことを考えた場合に、やはり合併の協議で話されたこと、一応取り決めとなったことというのは、できる限り遵守してもらいたい。そうすることが、合併に期待した市民の方々への一つの信頼につながるものだという考えであります。そうしなければ、特に合併協議の中で、私も記憶がありますけれども、国保の話になりますと委員の方々も寡黙になりまして、重苦しい雰囲気が漂いました。なかなかその解決策が見当たらないで、いろいろこれから難しい決断が下されるんだろうという雰囲気になったのを覚えております。

数々の決議の中でも、そういう面から考えますと、国保の決議というのは、私は重いものがあつたはずだという考えであります。ですから、あそここのところで決めた税率なり、あるいは3年間不均一にして、いわば激変緩和の期間を置く、そういうことで納得して合併にこぎつけたという面も私は否定できないと思うわけでありまして。合併したから——したからという言い方はちょっと語弊があると思いますが、合併した後で、やはりこういう事情だったからということでそれを覆しますと、そういうことでそれをよしとした人方に対しても、一つの大変な裏切り行為になるわけでありまして。私は、そういう意味において、重い決議であるはずだし、できる限り約束は守るという観点でやってもらわないと困ると

いうことであります。

このことは、ほかの、これから市政を継続していく上で合併における約束事というのはまだまだあると思います。それなりのいろいろな変わってきている事情もあると思いますけれども、国保の場合でもこうだということが前例になりまして、いろいろなことがほごにされていくという形ではまことにもって困るわけでありまして、そういう意味から極力守っていく努力ということは今後もしていただきたい。特に国保に関して、2年も続けて、昨年も大幅な税率アップであったわけでありまして、私は、今年はそのような意味から、何が何でも頑張って税率は据え置くというような態度を期待していたわけでありまして、市長の説明ありましたように、厳しい事情は私もわからないではありません。やむを得ないのかなという思いもありますが、そういう事情もありますので、どうかひとつ今後も配慮していただきたいと思うところであります。

それから、繰入金のことについてであります。一般会計からの繰入金であります。今の答弁によりますと、国保加入者の割合、国保以外の方も多数おるのだ、そういうことから一定の制限があるからというような言い方でありました。そう言われると、なかなか反発できないような感じもするわけでありまして、しかしながら、今の国保の現状を見ますと、この繰入金の増額、そうしたものを見込まないと、これからの国保財政の運営というのはなかなか厳しいのではないかとというような感じもいたします。財調に関しても、答弁では検討課題だということでありまして、5%はなければいけないというものが2.5%の現状というようなことでもあります。財調に期待できないとすれば、ますますそういう法定外分といいますか、そういうところの繰り入れというものが必要になってくると私は思いますけれども、法定分については、国なり県なりからお金が戻ってくると聞いていますし、そういう面で市の財政を棄損するものではないわけでありまして、法定外分の方でももう少し繰り入れというようなものを入れていかなければいけないと私は思いますが、その辺についてもう少しお聞きしたい。現状では、私の目から見ればちょっと厳しいのではないかとこの観点から、もう一度お聞きいたします。

それから、収納率、資格証明書のことについてであります。収納率につきましては大変健闘したというようなことを申し上げました。それはそのとおりでありますけれども、しかし、昨年の定例会の一般質問で齋藤議員からも話がされておりましたが、まだまだ今年の統計等を見ましても、収納率の地域差というものがあるようであります。全体が数字的に健闘したからこれでよしとするのではなくて、やはりこれまで旧町村のいいところというのは、それなりの理由があったはずであります。努力してきた歴史がある、理由があるはずであります。そういうものをやはり精査して、なぜその町村はいいのか、なぜ悪いところは悪いのかということをもう少し精査して、いいところは取り入れるべきであります。そして、できる限り、今2年目になっておりますので、そういういいところを見習いながら地域差の解消を図っていただきたい。このことについても答弁をいただきたいと思っております。

それから、資格証明書のことについてであります。資格証明書は、2000年から市の裁量から義務になったというようなことで、窓口の方は大変かなと思っております。税の負担の公平という面からやらなければいけな

いわけでありますし、また一方、情も絡むというようなことで、苦慮しながらの対応なのかなと推測するわけですが、ここで私が聞きたいのは、資格証明書の数字、198世帯というような数字を申しましたが、発行された場合、1つは、発行された後どうなっているのかということです。例えば、やむにやまねず資格証明書の発行に至った場合、その後、どういう経緯をたどっているのかという、そこが心配であります。一度そういう立場になれば、なかなか保険証の発行までこぎつけない、こういう形が多いのかどうか、その辺が気がかりでありまして、そこはどのようなふうになっているのかということをお知らせいただきたいということでもあります。

それから、横手市にあるのかどうかわかりませんが、よく、資格証明書を発行されることになった、このことでなかなか診療を受けづらくなった、いわば受診の抑制が起きているというようなことも指摘されておりますが、横手市の場合そういう実態があるのかどうか。これは一般の受診の度合いに比べて、資格証明書を発行している方々の受診率といったもので比較もできると思いますので、資格証明書を発行している方々の受診率はどのような点についても伺いたします。

あと、今微妙な問題かなと申し上げましたけれども、発行の基準についてであります。この198世帯とか、短期証明書の997世帯というのは、滞納されている方々から見れば、私から見れば少ないのかなと思います。滞納していれば1カ月とか3カ月の短期証明書、1年過ぎれば資格証明書というような発行に当たっての基準に一応なっているわけですが、その適用に当たってはきちんとその基準に当てはめて適用しているのかどうかという点は、先ほど答弁でありませんでしたので、もう一度伺います。先ほど丁寧な相談をしながら云々ということで、相談重視の姿勢はわかりましたけれども、その辺についてももう一度お願いいたします。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 全部で7点ほどお尋ねがございましたけれども、まず1点目ですが、合併して、こんなはずではなかった、合併協の協議の尊重、約束をほごにする、大変厳しい言葉が並んだなど思っているところでございます。それなりの前提条件があつての今回の税率アップでございます。そのことについて、議員は、基本的には理解いただけているはずであります。それにしても一般市民の方からすると、負担が増すわけでございますので、なかなかすつと落ちない、理解しがたいというもの、心情として私も十二分にわかるところでございます。そういう意味では、私自身も大変苦しくお願いしているところでございます。

これに限らずでありますけれども、郡市一帯の8市町村の合併という大変な、ある種離れわざでございましたので、取りまとめの中ですべてが合意の上で合併したわけではもちろんない、先送りした中で、合併後に十分な議論を重ねながら積み重ねていくという課題もたくさんあったわけでございます。ましてや、この国保税のように、環境が著しく変わってきている状況は当時も想定できなかった部分もありまして、なかなか説明しづらいところでございます。しかし、市民の皆様にも少しでも、そういうことではなくこういう状況に至ったという説明は、我々努力していかなければならないかなと思っていると

ころであります。

また、あわせてでありますけれども、次の質問にございましたいわゆる繰り入れの問題、これについては、逆に言えば6割の方は国保と別の保険で受診されておられるわけでありまして。地域の医療ということ全体を考えたときに、保険制度が違うために対応が、あるいは考え方が、あるいはそれぞれの利益が異なるという厳然たる事実があるわけでありまして、これをどう整理するかというのは、これは口で言うほど簡単なことではないと思っております。保険制度の一体化を視野に入れてこななければなかなか進まないことではないかと私どもも思っている次第でございます。

ただ、そうは言いながらも、こういうことでいけば際限ない国保税のアップがこの後続けられるという危機感も持っております、この制度のドラスチックな変革というものとか、あるいは別段の財政的な出動だとか、これは市独自でできる話ではありませんが、そういうことも考える中でなければ、大変な危機感を持って国保財政を見ざるを得ないだろうと思っている次第でございます。これには全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っている次第でございます。

また、3点目に収納率の地域差について触れておられましたけれども、詳しい喫緊のデータはまだ報告を受けておりませんが、まだまだあるものと思っております。これは、長年のその地域における収納にかかわる努力と環境等々いろいろ要因があるわけでございますので、一概には乗り越えることはできない部分ではありますが、しかし、学ぶべき点はまだまだあると思っておりますので、学ぶべき点は学んでまいりたいと思っております。

その次の2点については、担当から答えさせます。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 議員には、国民健康保険制度につきましていろいろご心配いただきまして——何ですか。

【「簡単に」と呼ぶ者あり】

○佐々木久雄 福祉環境部長 はい。

それでは、簡単でよろしいですか。

まず、資格証明書の関係なんです、この発行後の状況についてご質問ございましたけれども、滞納されている方、家庭の事情とかいろいろございますでしょうが、その後、発行した後に一番結果がよくわかるのは特別療養費、要するに資格証明書を持って行って、医療機関で一たん全額お払いして、そしてその後に領収書を持参いたして特別療養費の申請を行う方法なんです、その件数が、平成18年度で93件ございました。これはレセプトの件数でございます。そういう対応をされている方もいらっしゃるということでございます。

それから、この資格証明書が受診の抑制につながっているのではないかとのご心配をいただいておりますけれども、まず、さっきの質問にもお答えいたしました、そういう状況にならないように、私どもは日ごろから納税相談とか、あらゆる機会をとらえて、国保制度のあり方とか、そう

いうものを滞納者の方々にいろいろご説明させていただいておりますので、あくまでも受診の抑制のためではなく、この制度の理解のためにこの制度はあるのであるということを訴えていきたいと思っております。

それから、適用の仕方にいろいろ適正に対応しているのかということをございましたけれども、これも先ほどのご質問にもお答えいたしました。副市長を中心とした審査会において、要綱に基づきまして適正に対応しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

再開時間を午後1時といたします。

午後 0時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 柿 崎 孝 一 議員

○田中敏雄 議長 柿崎孝一議員に発言を許可いたします。

6番柿崎孝一議員。

【6番（柿崎孝一議員）登壇】

○6番（柿崎孝一議員） 会派あさひの柿崎孝一でございます。午前に引き続き、よろしく願いいたします。

さて、十文字地域では、あす13日から1週間、東北植木盆栽市が開催されることになっております。ことしで大正初期から数えて90回目という伝統のある植木盆栽市でございます。私も幼いころの思い出といえば、おやじ、おふくろに手を引かれながら盆栽を見に行き、帰りに十文字の支那そばを食べて帰るといふ、何でもない思い出ですけども、そういったほのかな思い出が残っている盆栽市であります。どうか皆様におかれましても、ぜひ明日からの植木盆栽市に父親、母親とともに、またお子様の手を引きながらお越しになって、夜の白熱灯の下に輝く盆栽を眺めていただきたいと思っております。

また、来週からでございますが、こっちは35回を数えるさくらんぼまつりが開催される運びとなっております。この間、議員の有志で組織する果樹振興議員連盟の研修においてサクランボの農家を視察いたしました。ことしは春先大変期待されましたけれども、ちょっと実のつきが悪いということで、平年の7割ということで大変不作が心配されますが、できれば大きくおいしいサクランボをたわわに実らせて、来る方々を歓迎していただきたいなと思っておりますし、これにつきましても、皆様ごぞってさくらんぼまつりの方にお越しくださるようお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目、防災—安心して住める安全なまちづくりについてであります。

農林省は、急速に進む高齢化、人口流出などで農村部の互助活動が衰退していくのに歯どめをかけようと、寄り合いの復活への助成を盛り込む方針を固めております。また、時を同じくして自民党でも、町内会や消防団など住民による地域活動の活性化に向けて、国、自治体、企業が支援するコミュニティ基本法、仮称であります。そういうものを議員立法として法案提出する方針であります。

このような議論を待つまでもなく、人口減少を食い止めるには、また現在の住民が充実した生活をするためには、町内会、そして集落の活性化、助け合いの精神の復活は最も重要なことと考えております。町内会、集落、そして自治会が最も団結する、まとまるのが身の安全にかかわることだと私は思っております。防災や助け合いの機能を果たしながら、地域のまとまりや活性化に役立つ、それが自主防災組織のまた一つの役割の面だと思っております。今回は、そういった助け合いとか活性化の方は置いておきまして、組織について質問したいと思います。

阪神・淡路大震災の際に、交通網が寸断された上に断水し、消火・救助活動に支障を来しました。また、職員、消防車がすべての現場に駆けつけることはできませんでした。倒壊した建物から助けられた人の6割以上が、家族、友人、隣人によるもので、救助隊によるものはわずか1.7%でしかなかったことは、いまだ記憶に新しいところであります。淡路島北丹町でも、日ごろの近所づきあいが救助活動に大きな力を発揮し、地震発生の夕刻には全員の安否が確認されております。

このように広範囲にわたる災害になればなるほど、地域住民の力が、その活動が大きな役割を果たします。学校や地域局における1,000人、2,000人規模の訓練の有効性も認めるところであります。一番頼りになるのは、こういった町内会の小さなまとまりだと私は思っております。

そういった意味で、我が横手市を見てもみますと、自主防災組織は旧5カ町村においてはほぼ100%近く形成されておりますが、横手地区では18.9%、そして十文字77%、増田町80%でありました。組織率の低い地域は、いわゆる町場であり、常備消防に近い安心からだと思っておりますが、広範囲にわたる大規模災害時は、その地域だけ当然常備消防などが駆けつけるわけにはいかず、初期消火など、初めの手当てが住民によらざるを得ないという現状をしっかりと認識しておかなければならないと思っております。そういった意味で、未整備地区においては、その必要性を十分に説明し、早急に結成を促すとともに、指揮系統をはっきりさせ、有事の際には十分に機能するように指導していただきたいと思っております。市は、どういう方策を立てて、この自主防災組織を結成させていくのかを伺いたいと思っております。

また、現在結成している町内会、またはその町内会にある火災予防組合など、毎年担当が変わるのが実情であります。そういった意味からもその体質は極めて脆弱であります。しっかりとした防災に対する規約または協定書などのもとに、おのおの、各自が持ち場をつくりながらしっかりと仕事を明確にし、また消防団のあるところでは、消防団とともに共同で訓練、そして防災に当たるように、そういった指導を望みますけれども、これについても市の考えをお願いしたいと思います。

また、こういった自主防災組織のリーダーになり得る自治会役員、火災予防組合の方々を機能別消防団として入団してもらい、団の活力を高めるとともに、消防団と自主防災組織の連携を強化しながら消

火、救出、地域住民連携による避難、災害弱者の情報把握、安否確認など、お互いの持ち場をしっかりとらえ、災害に強い地域づくりを目指すべきだと思っております。

昨年、34番寿松木議員の質問の際にも、機能別消防団員については前向きな答弁をされておりますので、今回は、より具体的に内容を示していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

この項の2点目、女性施策についてであります。

新潟県中越地震が起こったときに、国はこれまでの反省に基づき、女性職員を女性の視点担当者として現地対策室に派遣いたしました。その報告書によれば、性別に配慮した避難所の設計、救援要員への女性の参画、女性向けの支援物資の備蓄、女性に配慮した相談窓口の必要性が示されているわけですが、被災現場では、共用トイレの悩み、着がえの問題など、男性には言いづらい悩みが数多く発生しております。

このような状況を踏まえ国の防災計画には修正が加えられました。被災地の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮すること、プライバシーの確保などが示されております。さらに、自主防災組織の育成強化を図るためのリーダー研修、訓練に女性の参画を促進することを求めています。また、国の男女共同参画基本計画においても、新たな取り組みが必要な分野として男女共同参画の視点を入れた防災、災害復興体制を確立する必要が盛り込まれました。今度出される横手市地域防災計画には文言として女性という言葉は出てきておりませんが、常に男女という言葉が付されているものと理解しております。

具体的に、防災、災害時の対策、災害復興対策における女性施策に横手市ではどう取り組むかをお尋ねいたします。災害弱者と言われる高齢者や障害のある方にも言及していただければ幸いです。

また、日常の防災、火災予防においても、高齢者世帯、核家族、女性世帯など、女性の細やかな視点からの対応や指導が求められる機会が増大しております。昨日も質問が出ましたけれども、女性消防団として、男性との役割をはっきりさせながら、身分保障、そしてその活動に対する保障をきっちりと明記した条例化が必要だと思われませんが、市の考えをお聞かせください。

この項の3つ目であります。町内の住宅耐震補強についてであります。

家を建てる際には、建築基準法に基づく建築確認が必要であります。この法律は、大きな地震が起こるたびに見直されておりますが、中でも昭和56年に大幅な見直しが行われました。一般的に、昭和56年以前に建てられた家は耐震性が低いものが多いと言われるゆえんですが、横手市においては積雪地帯もあり、一般に比べては強固につくられております。しかしながら、新潟、長岡の地震を見るように、冬場の大震災にはその強固なうちでもいとも簡単に崩れるといった場面が多く見られました。住宅の崩壊は、人的被害だけでなく経済的損失も大きく、その後の生活に大きな影響を及ぼします。また、地域社会崩壊の危機まではらんでいるのです。

地震による被害を減らすには、耐震強度の高い家を建てるのが最も効果的であるのは言うまでもありませんが、おいそれと建てる、そういったことには至らないのが現状であります。今考えられる有

効な方法は耐震補強の改修工事であります。特に高齢者世帯のバリアフリー工事、現在20万円の補助、そしてそれには利子補給制度もつけられていると聞いております。こういった工事と同時に行えば、経済的にも少ない負担で済むと思われま。特に高齢者、そういう災害弱者に対しては、バリアフリーとともに、この耐震補強もセットで建てられるような制度を望みますが、市の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

大きな2つ目であります。国体後の陸上競技場についてお伺いいたします。

十文字陸上競技場は、平成17年、今の国体のホッケーの青年の部の会場として使用することを前提に大きく改修されました。昨年新設された駐車場も今年度の事業で舗装されることになりました。外観もすばらしいものになってまいりました。あとは今秋の選手たちの活躍、各県の名誉と威信をかけた熱き戦いを待つばかりであります。

当地区においても日ごとに応援ムードも盛り上がってきており、地元秋田の応援ばかりじゃなく、他県チームへの応援体制も話し合われているところです。また、会場周辺ばかりでなく、沿線を中心に美化運動の計画も民間団体を中心に計画しており、本番のころには、美の国秋田としても、全国からの来場者にアピールできるものと思っております。

さて、当競技場のフィールドは天然芝が植栽されております。今のところホッケー競技の性質上、極めてデリケートな管理がなされ見事な芝に覆われております。昨年のプレ大会以後は使用されずに養生されております。しかし、関係者のお話によると、今後のホッケーの公式試合では人工芝を使用するので、天然芝の大会は開催されないということでありま。いささか寂しい気もいたしますが、本来陸上競技場でありますので、しっかりとした形で陸上のフィールド競技がなされ、トラック競技とあわせて、いよいよ県南の陸上競技のメッカとして、また各種スポーツの開催地として発展していくものと確信しております。また、そうでなければならぬと思っておりますのでございます。

陸上競技について見ますと、県内の主要競技会は80を数えております。全天候型を持たない大仙、湯沢などのそういう市の大会以外は、すべて全天候型陸上競技場において開催されております。県内の全天候型陸上競技場は、皆様ご案内のように、雄和にある県営の1種、秋田市営八橋の1種、鷹巣の3種、大館長根山の2種、鹿角の3種、由利本荘水林の3種、そして横手市市営の十文字3種であります。

陸上の競技は記録との戦いであり、極めて正確な測定が求められるわけで、県内6施設に関しては、掲示方法に写真判定機による全自動掲示がなされており、由利本荘水林においては昨年整備されております。いまだ整備していないのは、当横手市の十文字陸上競技場のみであります。

日本の陸上競技を束ねる財団法人日本陸上競技連盟のルールブックの第165条、掲示と写真判定には次のように記載されておりますので紹介いたします。1、公式の掲示方法として3つが認められる。第1に手動掲示、そして写真判定装置による全自動掲示、自動オート掲示システムによる掲示。ただし、この自動オート掲示システムは、競技場内で行われない競歩競技、道路競争、クロスカントリーに限定される。そしてその13項には、本連盟が主催、共催する競技会及び本連盟が特に指定する競技会では、

必ず写真判定装置を使用しなければならない、このように記されております。

当競技場は手動計のため計測は10分の1秒単位でしか公式記録として残りません。現在、自動計測装置が設置されているほかの施設では、100分の1秒単位で掲示し、記録の公表がなされているということでした。また、順位判定に至っては1,000分の1秒まで表示され順位決定されていると聞いております。当競技場を主に使用している県南部の選手は、全県大会まで進まないで全自動掲示装置での正確な記録が残りに残らず、タイム自体に他地区とは明らかに差が生じているわけです。微妙な判定に涙を流すことさえあります。こういった現状をしっかりと認識していただきたいと思っております。

この設備が導入された暁には、まず駐車場、控え場所などの関係から全県規模の総体は条件が難しいと思われませんが、比較的選手の数の少ない全県の中学校新人陸上、全県高等学校新人陸上などの開催は十分可能であり、そういったオファーも来ていると聞いております。また、利用人数を見て見ますと、平成18年は4月に2,015人、5月には5,239人というように、4月から10月までの開設期間中の使用人数は2万人を超えております。中学生、高校生とともに大仙、仙北、湯沢、男鹿、各地から参集し練習しております。県南選手の活動拠点としての役割を果たし、競技力の向上に大きく貢献しているということも申し添えておきます。

県南唯一の競技場である十文字陸上競技場にも設置し、次年度から利用できる体制をとることを強く望まれますし、また、それを契機に大会誘致もでき有効に利用できると思っておりますので、次の2点を伺いたいと思っております。

1番、次年度からの利用と各種大会誘致について。2番、写真判定装置の導入についてであります。よろしく、前向きな答弁をお願いいたします。

3番目の質問であります。ライフサイクルコストについてであります。

ライフサイクルコストとは、ご案内のように、建物を企画、設計、建設し、その建物を維持管理して、解体、廃棄するまでの建物の全生涯に要する費用の総額を言うわけですが、建物のライフサイクルコストは、計画設計コスト、建設コスト、維持管理コスト、解体処分コストから構成されます。建築物のコストは建築費のみを対象として判断しがちですが、建築物の寿命を60年とするとその2割、40年とすると2割5分にしか値しません。あとは、先ほども言いましたけれども、水熱光費、保守点検清掃費、修繕更新費などがあります。要するに、運用や維持管理のために建設費の3倍から4倍の費用がかかるということでもあります。

昨日の質問の際にも、統合で100億円を超えるという話もあります。60年使用とすると、これらの維持経費だけで年間5億円、これが60年、そういう計算になるわけです。現在、市の管理する施設は496施設あります。その内訳は、レクリエーション・スポーツ施設68、産業振興施設30、基盤施設30、文教施設125、医療社会福祉施設60、その他の施設が183ということになっております。これにかかった建築コストは相当なものでありますが、まともに維持するとすれば、それにかかる費用、そしてその後やってくる解体にかかわるコストも相当なものだと考えられます。

かつて、行政は建築するものの、その後にかかるランニングコストに関しては案外むとんちゃくでありました。適切なメンテナンスをしていれば、大補修せずともまだまだ大丈夫な施設も多数あったと思われれます。そのツケが今回ってきております。建築の寿命を決める要因は多様であります。詳しくは専門家の方々の意見をお聞きしなければなりませんけれども、構造的なもの、設備的なもの、機能的なもの、そして経済的なものがその寿命を決める要因とされております。

通常、鉄筋コンクリート構造の60年以上がありますが、その寿命を待たずにして取り壊される最大の原因は、建築後の初期性能を維持するためのメンテナンスが十分に行われていないことであります。建築の寿命を延ばすには、予防保全、メンテナンスが特に重要であることは、素人の私でもわかります。

市の行財政集中改革プランによりますと、平成21年度までの取り組み目標は、廃止は2施設のみで、民間譲渡24、指定管理106、あとの364施設に対しては、平成21年までに検討するということになっております。指定管理にしても、人件費に関しては縮減されるものの、維持費に関しては大して減らないと思われれます。あとのこれから検討するという364の施設、これらの施設の維持に関するものが財政に与える影響、そういった危機管理がなさ過ぎると思います。できる限り検討を早め、ここで大なたを振るうべきと考えます。

また、経済の低成長時代というよりも、低成長地域における、この横手市における場合は、建築するといったときに、建物の建築コストはもちろんのこと、省エネや維持管理、終末の処理問題までトータルに考えることが大切と思うわけです。横手市でも、建設費のほかに施設整備後にかかるランニングコスト、さらに適切な維持に欠かせない計画的な改修、建てかえまで含めたコスト研究を早急に行わなければと考えますが、当局のこのランニングコストにおける考え方をお伺いしたいと思います。

以上、大きく3点質問いたしましたけれども、それぞれに適切な答弁をよろしく願いいたしまして、壇上からの質問といたします。どうもありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 まず1点目の防災に関しましてのお尋ねでございますが、1つ目の自主防災組織についてでございます。

大地震や広域洪水のような大規模災害時には、建物の倒壊や道路の損壊などが同時多発的に発生するほか、電話の不通や電気、水道などのライフラインの使用ができなくなり、消防機関の活動が著しく制限されたり対応がおくれたりする可能性があります。そのような中で、自主防災組織の活動が災害被害軽減のために重要であることは認識しておりますし、その活躍にも期待しております。

平成18年4月現在、秋田県の組織率は61.8%でございますが、当市の自主防災組織結成率は60.5%でありますので、平均的な数字ではありますが、ご指摘にあったとおり、市街地の組織率は著しく低い状況にあります。

自主防災組織を結成し訓練する上で重要になってくるのは、やはり防災リーダーの育成ではないかと

思っております。自主防災組織のない地区の町内会代表等に、防災リーダー研修などへの参加を呼びかけまして、自主防災組織の必要性を認識いただき組織率の向上にご協力をいただきたい、このように考えているところでございます。

今、1番、2番とまとめてお答え申し上げましたけれども、3つ目ではありますが、機能別団員とは能力や実情に応じて特定の活動のみ参加する消防団員のことでありますが、その任用に当たっての対象、役割、階級、被服、任用の要件、処遇は、各消防団が独自に設定できるものとされています。代表的なものとして、指導者団員、職団員、OB団員、勤務地団員などがございます。

自主防災組織のリーダーを機能別消防団員に任用するとのことのご提案については、今後の検討課題というふうに考えておるところでございます。

この項の2つ目、②でございますが、女性施策についてでございます。

お尋ね1点目でございますが、昨年度策定いたしました横手市地域防災計画における要援護者の支援につきましては、災害時要援護者の安全確保に関する計画として、その方針や避難生活支援について、明らかにしているところでありますが、男女協働参画の視点に立った被災復興については、明確化されているとは言えないところでございます。阪神・淡路大震災など過去の災害では、被災した女性に比べ支援する側に女性の担当者が少ないこと、男女のニーズの違いを把握しない復旧・復興対策が行われたことなどの問題があったことが指摘されております。万一の災害発生時は男女の別なく対応することはもちろんですが、被災復興状況における女性をめぐる諸問題に対応できる体制は大事だと考えております。災害現場において男女のニーズの違いに対応するためにも、女性消防団員の確保を進めるとともに、市の女性職員によるチームを編成して災害現場に派遣するなどの対策も考えられるところであります。

さらに、各地区の火災予防組合の代表者に対して、防災、復興支援についての知識の普及と学習機会の増加を図りながら、防災リーダーとしての育成に努めるとともに、防災に関する施策の立案、方針決定過程への参画も積極的に行っていきたいと考えております。

この項の2つ目ではありますが、近年女性消防団員を募集する自治体が増加し、全国的な広がりを見せております。女性消防団にかかわる条例制定はとのご提案でございますが、女性消防団については、昭和40年代、出稼ぎ者の多い農村部において男性消防団員の補充のために婦人消防隊が結成されて活躍した時期があり、最近では、旧大雄村において婦人消防隊が活躍したことは記憶に新しいところであります。

市の消防団員に関しては、現在、横手市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例を制定して運用しておりますが、第3条各号の条件に合えば、男女問わず入団承認され、また万一災害に遭った場合には、公務災害による補償の適用にもなります。女性消防団員については、女性ならではの能力を発揮できる多くの活動業務があると思われまますので、消防団幹部とも協議しながら、女性団員の募集を検討してまいります。

この項の③でございますが、震災にかかわる部分でございますが、昭和56年に耐震基準が強化された

ことに伴い、それ以前に建築された建築物は、全国的に防火対策の大きな課題となっております。現在、地震災害被災者の救済制度として、生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由によって自立して生活を再建することが困難なものに対し被災者生活再建支援金を支給する制度がありますが、これに対し、耐震化工事は、あらかじめ地震災害による被害そのものを軽減化でき、また人命を守る有効な手段であります。高齢者住宅のバリアフリー化工事を実施する際に耐震化工事も実施して負担を軽減することのご提案ですが、耐震化については調査や設計など必要なもので、課題が多いものと思うところがございます。

大きな2つ目につきましては、教育委員会の方から答えさせていただきたいと思っております。

大きな3番目のライフサイクルコストについてであります。

市町村合併によりまして引き継がれました496施設は、機能が重複いたしましたり維持管理コストが財政に大きな影響を与えていることから、地域での必要性や住民の利便性、コストを総合的に検討し、適正な配置に向けて統廃合を図るとともに、指定管理者制度を導入するなど、住民サービスを低下させずに維持管理経費の縮減を図っております。ご指摘にもございましたけれども、具体的には、平成21年度までに364施設の指定管理者制度導入の検討、26施設の民間譲渡、2施設の廃止を目標として取り組んでいるところでございます。

ご質問のライフサイクルコストの研究については、平成10年ごろから東京や大阪の自治体で実施され、政策化が図られております。公共施設の建設費、修繕費などの運営管理費、光熱水費などの一般管理費、さらには廃棄する費用をトータルに把握し、財政的観点からも管理しようとするものと認識いたしております。

当市では、建設時の基本設計にランニングコストの縮減を盛り込むなどの取り組みは実施しておりますが、トータルなライフサイクルコストについては、研究に着手いたしておりません。今後、市民や市議会のご理解をいただきながら、施設の統廃合や指定管理者制度の取り組みを継続するとともに、受益者負担の考え方を含めたライフサイクルコストの研究をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 十文字陸上競技場関連で2つご質問がございました。

1点目の国体後の十文字陸上競技場の活用についてということでございますが、県南唯一の全天候型陸上競技場であり、今まで、ご存じのようにホッケー競技の芝の養生のために、この数大会、フィールド、特に投てき競技は平鹿陸上競技場で分散開催していたという事情がございましたが、国体後は、フィールドも全面使用できますので、中体連、高体連、県陸協などへの積極的な大会誘致をいたすとともに、競技スポーツはもとより、市民の健康、体力づくり、高齢者福祉、障害者福祉等の各種方面の活用を図ってまいりたいと思っております。

2点目の電光掲示、写真判定の導入についてであります。現在、小・中・高の陸上競技大会などを実施しております。十字陸上競技大会は第3種公認陸上競技場、先ほどご指摘のとおりでありまして、3種公認には、設備上は写真判定装置の設置義務はございません。ただ、先ほどの議員のお話にもありましたが、陸上競技連盟主催、共催、または特に指定する大会においては、写真判定を導入する義務があります。仮にこのような装置の設置を行った場合は、これまで以上の規模の大きな大会も可能になるわけではございますが、議員もご指摘したとおりに、それに伴って観覧席だとか、それから駐車場の拡大だとかというような問題点、課題も想定されるところであります。

各種大会の誘致、大会対応の方策、それでも、例えばですが、リース等で写真判定という例もございますので、大きな大会が来た場合の対応等、それから施設の充実等につきましては、他の体育施設の整備の検討の中で総合的に検討してまいりたい、このように思っているところであります。

以上、お答えいたしました。

○田中敏雄 議長 6番柿崎議員。

○6番（柿崎孝一議員） それでは、一問一答方式ということですので、忘れないうちに今の写真判定についてちょっと質問したいと思いますけれども、大きな大会が来るときには考えなければいけない、リースも含めてということではあります。私が先ほど言ったのは、まず会場のキャパシティ自体が、専門家の方々に聞きますと、全体的な総体には無理だと。この間、教育長も行ったと思いますけれども、小学校の大会でも駐車場があふれてしまって、道路に、しばらく中学校の方まで路上に駐車するといったような状態でした。ああいう状況を見ますと、やはりそういった大きな大会は無理だと。駐車場整備、あとは観覧席の整備、先ほど教育長がおっしゃったとおりにだと思っておりますが、比較的規模の小さくなる秋の新人戦大会などは、いろいろな状況を考えると十分可能だと。

そういった場合に、先ほども登壇の中でいいましたけれども、1,000分の1秒を争うといった場合、予選を含めて県南から出て行けなくなるという選手に対しては大変不利な状況があるのではないかと。いろいろな野球場、体育館にしても、各市町村に立派な体育館がありますが、この競技場だけは1点、そこにあるだけですので、ぜひとも、ほかの施設と比較しながらというわけではなくて、そこを1点強力に、一番先に検討していただきたいと思っておりますけれども、もう一回その辺の答弁をお願いいたします。

○田中敏雄 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 記録判定不利というようなお話がございました。確かにそのような面もあると思っておりますが、議員もご案内のとおり、ここ横手市地区の小学生、中学生、高校生等、全県大会に行くと大変いい成績をおさめているのも事実でございます。同じフィールドに立てば十分戦えるというような状況も一方にございます。

それから、先ほどの駐車場だとか観覧席の整備ということになりますと、私が立ったときには、いつも財政の裏づけが十分でないという質問にばかり答えているわけではございますけれども、大変な整備が必要になろうと思っております。陸上競技をやっている競技者ばかりではございませんので、私どもの立

場としては、横手市の体育施設全体の向上というものを一方に置いて陸上競技の競技者のことも考えていかなければならない状況にあるのは、ご理解いただけたと思います。

それから、費用対効果等もあります。横手市は豪雪地帯、施設を設置した場合の冬の維持管理だとか、そういうことも考えていかなければいけない。それから、大会対応で写真判定をどうしてもということであれば、それはまた方策もありそうだというようなことも重々含めて、議員のお考えも十分酌み取りながら今後の検討をさせていただきたい、このように思うところであります。

○田中敏雄 議長 6番柿崎議員。

○6番（柿崎孝一議員） 大体思ったような答弁でしたので、財政的なものを言ってしまうと何もできないということになります。先ほど質問の中で、ランニングコストといいますかライフコスト、一生涯かかる施設の管理を考えれば、当然、すべて無理なような話になってきております。

3番目の質問にしたいと思えますけれども、そういった一生涯にわたるコストを考えた場合、市長は、平成21年度までに指定管理者制度含めて364をと。その考えは、合併協議の中でもそういう話をしてきたと思えますけれども、余りにも悠長な考えではないかと思っています。実際に、今日の新聞を見たんですけれども、にかほ市ですが、象潟の東屋が倒壊した。休憩中の3人が重傷を負った。市は腐食点検をしましたが、今までしていなかったと。一斉に指示を出しましたということです。

まず、今回はそういう施設ですけれども、建物自体に関しても目に見えないところで、いろいろところでそういう耐久性の問題で疲労が来ていると。今回の問題は、十文字に限らず、横手市内においても、各地でそういう市の所有物が点検をされずに危険な状態にあるということがあると思います。だから、建てる段階で当然かかってくるコストを見て、この段階にはこういう試験をして、耐強度というか腐食のぐあいとかを、あといろいろな施設の機能を診断しなければいけないというようなことを思いますが、そういう財政を考えると何もできない。今後そういうコスト計算をしっかりとやっていただきたいと思いますというのが1つでありますけれども、まず、今回の点検についても、やはりそういうコスト面でしっかりと、財政と一緒に考えるということですが、財政的にはそういうすべての施設の点検、維持管理について、どのような考えを行財政改革の中で考えて計画をしたのか、その辺お願いしたいと思います。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 建物の維持管理がものすごく大切だということは認識しております。ただ、合併前からこのような経済状況、財政状況になりましてから、各旧町村でも我慢するところを我慢という状態で今までやられてこられたのかなど。これは、当市ばかりでなく他町村もそうだろうと思っております。

それで、そういう状態で我慢に我慢を重ねて、もうこれ以上我慢ができないという状態までに来ている施設も、ある部分そう思われるのも事実ではないかと思っております。それで、平成19年度から枠配分方式予算編成をしたわけなんですけど、その場合に、この枠のあり方、枠の設定の仕方にもうちょっと

工夫する必要も出てくるのかな。例えば、維持補修だけの枠の設定とか、そういう方向の勉強もしていかなければならないのかなと考えております。

また、かなりの数の施設が当市にありますので、施設のカルテ、名前がちょっと変かもしれませんが、カルテの整備もこれから研究していかなければならないのかなと。そのカルテによって順次、すぐに補修が必要とか修繕が必要とか、その施設の度合いの集計とえばいいか、そういうカルテの整備も研究してみたいな、そのように考えているところでございます。

以上であります。

○田中敏雄 議長 柿崎議員。

○6番（柿崎孝一議員） ありがとうございます。早速お願いしたいと思います。

もう一回、先ほどの施設の事故について教育長にお願いいたしますけれども、プール、B&G、担当者が、はりが腐っている、何とかならないのかということをお私に言われました。早速担当者と一緒に上がっていったら、腐食してぼろぼろ状態。それで、予算が60万円しかない。全部やると数百万円かかる。それでまず、二、三カ所の一番危ないところには溶接しましたけれども、あとは番線でぎっちりつなぐ、そういった何とも危なっかしい補修しかできない。そういった検査も、担当者も来てもらっておりますし業者も見ております。ただ、そういった対策はそんな感じでいいのか、だれがチェックしてどのような指示を出しているのか、その管理体制を教育委員会ではどのようにしているのかをお聞かせください。

○田中敏雄 議長 教育長。

○高橋準一 教育長 B&Gのプールは、余談ですけれども、私が十文字に勤めていたときに誘致に一生懸命になって、下手にB&Gって何ですかとかという質問をすると、笹川財団からお金が来ないから質問をさせるなどかというようなことを今思い出しましたが、あれ以来の施設ですので、かなりやはり古くはなっているだろうと思われま。ただ、私のところに今の議員のお話はちょっと届いておりませんので、早速点検の上、対策を考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○田中敏雄 議長 6番柿崎議員。

○6番（柿崎孝一議員） ありがとうございます。

そういった危機意識といいますか管理体制の上部への連絡体制をきちんと、担当者が勝手に判断するのではなくて、やはりその立場立場の人がしっかりと認識をして、それなりの指示を出してもらわないと、後で、にかほ市みたいに、落ちてから、けがをした、それから一斉に金づちでたたいて回って歩いたでは——ほとんど事故が起きてから一斉に検査。

この間、小学校の木の柱にタイヤがあってやるのがあったでしょう。あれのときも、各小学校は点検したということでしたけれども、その点検も、ほかのところも私回りましたが、結構強固にできていましたが、一小の雲梯の一部が溶接が腐ってぼろぼろの状態。でも見て行って、大丈夫じゃないのという

ことで、それ以降全然補修もされない。ああいうのは、ただ鉄筋を当てて溶接すればすぐ直ると私は思うんですけども、そういった、先ほども言いましたけれども、報告、処理の体制が全くなっていないのではないかと、そのあたりをしっかりとさせていただきたいと思います。これは意見です。

もう1点、先ほど火災予防組合の女性消防団について、市長から昔の歴史というか背景をおっしゃっていただきました。しかし、現代においては、かつてのような、男性がいないときにそのかわりを女性が消防団として果たすというような考えは最近ではないんだと思っております。当然、そういう震災、火災の現場においては、私も消防をやっておりますが、とても女性をそういう危険な場には立たせられない。となると、やはり後方でいかなる支援をしていただくかというか、いろいろな場面で、夜夜中まで消火体制したときには、やはり二、三回、去年から私のところに火事がありますと、夜中にだれもついてくれない。我々消防団員がついていて、夜中に缶コーヒーを買ってきたとかラーメンを買ってきたとか。かつては、やはり炊き出しをしてもらったり——炊き出しをしろと言うわけではありませんけれども、地区の協力なくしては、その町内でそういう団体がありませんので、出かけて、近隣の一番近い分団がそこに行って、その消火作業、鎮火の後の警備とかしているわけですが、地元の方がだれもいなくなった段階で、よそから来た私たちがその場所を見てあげるというのは、何か地元の認識が不足しているのではないかと。

そういった意味も含めまして、火災予防組合も忙しいことは忙しいんですよ。正月の出初め式から、あとは火災予防週間、そして夏の大会と、いろいろなことで出てきてもらっておりますし大変苦勞をかけておりますが、その火災予防組合に対しても何ら保証がない。債務とかありますが、先ほどそれも考えていくということでしたけれども、そういったものをしっかり条例を整備した上で、やはり女性特有の機能を明記した条例を整備した上で、火災予防組合の新しい役割を提示しながら協力してもらえようという体制が必要だと思っておりますが、その点もう一回、火災予防組合の今後のあるべき姿と、市としての援護体制というか制度の整備について伺いして、最後の質問といたしますので、よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 火災予防組合など、そういう自主防災組織も含めた部分と女性消防団という明確な条例に位置づけられる部分と、私の方もまだ整理し切れていないところがございます。議員の質問の趣旨をもう一度私どもかみしめまして、その辺を整理しながら、どういうことをルールとしてつくれば頑張っただけなのか、女性ならではの機能が発揮できるのか、あるいは現在の条例の中で消防団員としてご活躍いただけるに何らそごはない、そういう状況があるのか、もうちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上であります。

◇ 石 井 正 志 議員

○田中敏雄 議長 20番石井正志議員に発言を許可いたします。

20番石井正志議員。

【20番（石井正志議員）登壇】

○20番（石井正志議員） ニューウェーブの石井でございます。ニューウェーブから、赤川議員に続きまして2人目の登壇であります。

2日目のしんがりということで、皆さんはお疲れのことと思いますし、とりわけ市長におかれましては、私どもは1回の質問で終わりですけれども、市長は質問者全員に答弁しなければならないわけですから、さぞかしお疲れのこととご推察申し上げます。何とぞよろしく願いいたします。

1,500名の雇用の創出と地域経済の活性化を目指した産業戦略ビジョンが、産業支援センターの解散ということで、わずか3年でその幕を閉じることになりました。中央との経済格差が急速に進行し、地方がますます衰退を余儀なくされる中で、基幹産業である農業の振興を柱に自力で雇用の創出と若者の定住を図るなどの新たなまちづくりを目指して立ち上げた事業であり、私たちも大きな期待を寄せていたものだけに、まことに残念でなりません。今回は一般質問では取り上げませんでしたでしたが、このことにより、新たなまちづくりにかける意欲が失われることを心配しているものであります。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、少子化対策についてお尋ねいたします。昨日の土田議員の——男の方の土田議員でありますけれども——人口減対策の質問と関連しますが、私は、少子化問題に焦点を当てて質問させていただきます。

ここ数日の間に厚生労働省から我々市民、秋田県民としては余りうれしくない発表が立て続けにありました。昨日も質問者から触れられておりましたように、一つは都道府県別将来推計人口で、28年後の2035年には秋田県の人口が78万3,000人に減少し、その減少率は全国で断トツであるということでもあります。もう一つは人口動態統計であります。自殺率12年連続で全国ワーストであります。その他の死因別死亡率でも、がん死亡など5項目で全国トップという、気持ちがなえてしまいそうな極めて不名誉な記録であります。

暗いニュースが続く中でわずかに救われたのは、自殺予防に先進的な取り組みをしている大森地区がNHKの全国ニュースで紹介されていたことでもあります。保健センターの皆さんを初め、関係者の皆様に敬意を表する次第であります。

さて、少子化対策が打ち出されてから久しいわけですが、目に見えた成果がありません。逆に深刻の度を深め、有効な対策を見出せず手詰まり状態に陥っているのではないのでしょうか。しかし、この間も少子化による地域社会の崩壊は着実に進行しているのであります。保呂羽小学校と大森小学校の統合に続き、福地小学校と大沢小学校の統合が行われようとしております。既に中学校を含めた統合案が教育委員会から提示されておりますが、教師を目指す若い人たちが、県内就職を断念し、関東方面に続々と流れております。

教育現場のみならず、私たちの周囲では、あらゆる職種、産業に若者が他県に流出せざるを得ない共通した問題が発生しております。私の町内の下内町地区も、ひとり暮らし老人や老夫婦世帯が驚くほど増えております。まさに、言い方としては余り好みませんが、限界集落化しつつあります。若い人たちがいなければ、子供が増えるはずもありません。もはや少子化対策は子育て支援策以前の問題であります。

人口減少の主たる要因である少子化問題に、国は十数年前からエンゼルプランなどのさまざまな子育て支援策を講じてきたのでありますが、一向に明るい兆しが見えないばかりか、先ほども申し上げましたように、事態はますます深刻になっております。

横手市も合併直前の平成17年3月に横手平鹿次世代育成支援地域行動計画が策定されております。タイトルは「夢はぐくむ雪んこプラン」、そしてスローガンといいますかサブタイトルは「子どもが、親が、地域で育つ笑顔あふれるまち」となっております。平成21年までの5カ年計画で、その後見直しを図りながら後期5カ年計画を策定することになっております。しかし、この計画は、サブタイトルが示すように、あくまでも子育て支援事業であります。もちろん子育て支援も重要な事業であり、少子化対策の一つではありますが、すべてではありません。一部にしかすぎません。むしろ少子化対策は、教育や雇用や男女共同参画社会の問題など、子育ての前の段階の対策がより重要なのではないのでしょうか。雪んこプランの行動計画の中にも、第2章第1節の2、少子化の状況、同じく3の婚姻の動向という項で少子化の背景や動向について触られておりますが、それだけで終わっております。本気で子供が増えることを目的とした少子化対策に取り組むのであれば、少子化の要因について国の方針のコピー版ではなく、科学的にきめ細かな分析を徹底し、当地域に合った具体的な対策を講じるべきであります。

現在、少子化対策の窓口は子育て支援課になっておりますが、子育て支援課は、子育て事業が主たる業務となっており、子供を増やそうという目的を持った少子化対策の窓口としては限界があるように思います。私はこの際、総務企画部に窓口を設置し、教育委員会も含む全庁を対象とした横断的な少子化対策プロジェクトを新設すべきであると考えているものでありますが、いかがでしょうか、市長の所見をお伺いいたします。

次に、固定資産税の見直しについてお伺いします。

固定資産税ではありませんが、今、市県民税の納税通知書が送付されております。国の財源移譲とは承知しておりますけれども、随分高くなったなというのが、増税感がまず先にありました。ましてや低所得者層は大変だなと心配いたしております。滞納の問題、あるいは行政や議会に対する風当たりが強まるのではないかと今から心配している次第であります。

そもそも横手市は税金が高いという風評がかなり以前からありました。固定資産税であれば、地価が高ければ税額も高くなるのは当然であります。どうしても周辺町村と比較すれば、横手市は地価の高いところが多いので割高感を持たれるのではないかとというのが当時の担当者の説明でありました。また、地域による格差が大き過ぎるのではないかと不公平感を訴えてくる人もおりました。例えば、同じよう

な居住地にもかかわらず、川一つ隔てただけで1.5倍から2倍の格差があるというような苦情でありました。近年、急速に宅地開発や振興住宅地が増えたことにより、地域格差は拡大し、不公平感を抱く市民が多いのではないかと思います。最近、こうした地域格差の解消に向けて負担水準の均衡化策もとられているようですが、合併により横手市もかなり広くなりました。そこで改めて、固定資産税の見直しについてお伺いするものであります。

まずは、市街地の税の見直しについてであります。

ご案内のように、中心市街地のみならず市街地の空洞化が進んでおります。どんどん郊外に流出しております。こうした市街地に土地を購入して家を建てたいなどという人はまずおりません。しかも核家族化が進む中で、市街地に残っている人はお年寄りが多くなりました。商店街はシャッターをおろしているところが多く、空き家も見られます。町内会活動や地域の行事もままならなくなったところもあります。

このような市街地は、もともと土地の評価額が高い地域、したがって課税標準額も高く税負担も大きいのであります。最近、地価の下落により多少下がっているものの、高齢者などには重い税負担となっております。中心市街地の再生を図るためにも、固定資産税の抜本的、政策的な負担調整を行い、税の引き下げができないものかお伺いします。

あと一つは、今申し上げた地域格差の問題です。不公平感を抱いている人もおるようでありまして、現に苦情も寄せられております。現状はどのようになっているのか、見直す必要があるのかないのか、お伺いいたします。

次に、非核平和都市宣言についてであります。

私がこの問題を一般質問で取り上げましたのは22年ぶりであります。当時は、米ソ超大国の核開発競争が激しさを増す中で、核兵器廃絶や軍縮を訴える平和運動が世界的な規模で大きく盛り上がっていた時代でありました。国内では原水禁運動が広島、長崎での世界大会を中心に毎年盛んに行われ、国連の軍縮総会に全国的なカンパ活動を行いながら多数の代表団を送り出し、時の総理大臣が核軍縮を全世界に訴えるという、まさに国民的な運動として取り組まれておりました。生徒の要望から、修学旅行は広島や長崎に変える高校が出てきたのも、このころであったと思います。

こうした運動の機運が高まる中で、地方議会でも議論を呼び、非核平和都市を宣言する市町村があらわれ瞬く間に全国に広まったのであります。横手市は、県内の他市町村に先駆けて非核平和都市を宣言し、新成人となった男女の代表2名を広島や長崎に派遣し、そこで体験してきたことを成人式で報告するという取り組みなどがつい最近まで実施されてきました。

さきの議会で我が会派の堀田議員から、新横手市になってから非核平和都市宣言をなぜやらないのかとの質問がありましたが、市長からは、総合計画の前期基本計画で平成22年度までに非核平和都市を宣言することになっており、宣言するまでの手法や、実効性のあるものにするため宣言した後の活動内容を検討した上で実施したいとの答弁がありました。

実効性のある非核平和都市宣言をしたいとする市長の考えに、私も全く同感であります。ただ、少し気になるのは、安倍政権が誕生してからは、急速にきな臭い動きが見られるからであります。憲法9条を中心とした改憲の動きを初め、教育基本法などの重要法案も矢継ぎ早に強行採決されるなど、極めて強引な国会運営が目につくのであります。まさに戦後60年間の総決算をみずからの手でなし遂げるために、一気に突き進もうとしているように見受けられます。

このたび配布されました横手市国民保護計画は、武力攻撃事態の内容が具体的に示されるなど、かなり衝撃的な内容ではありますが、国の法律や基本指針に基づいて作成されたものであり、市の計画そのものに異を唱えるものではありませんし、危機管理としての備えは必要と思います。しかし、最近の一連の動向を見ると、真の狙いはどこにあるのか、決して軽視してはいけなと逆に警戒感を強めた次第であります。

現に、テレビ番組などでも、政治家や評論家が仮想敵国を名指しし、ミサイル攻撃を防ぐためには先制攻撃もやむを得ないといった露骨な発言が飛び交うようになりました。私たち国民に武力攻撃の危機意識を植えつけ、一方では集団的自衛権の研究や軍備増強を図りながら着々と有事に備えていることは、紛れもない事実であります。

20年前、非核平和宣言が多くの自治体で実施されていたころは、米ソ超大国を頂点とした核戦争の脅威はありましたが、それでもそれを阻止するパワーがあったように思います。しかし、今は戦争の脅威が間近に迫っているような不気味さを感じるのであります。真に平和を求めるのであれば、戦争の準備ではなく、平和のための準備が大切であります。終戦から間もなく62年になろうとしております。今の時代が新たな戦前とならないように、ここで改めて非核・非戦を誓う意義はまことに大きいと思います。

非核平和都市宣言に対する市長の基本的な考え方には私も賛成ではありますが、市の国民保護計画が策定された今、それと並行して横手市の基本姿勢を示すことが肝要であると考えますので、宣言の実施時期については、2年先、3年先ということではなく、緊急に、少なくとも今年度中には実施すべきではないかと思いますが、いかがでありますでしょうか。

次に、道路整備について3点にわたってお伺いいたします。

1つ目は、中央線と八幡根岸線についてであります。この2つの街路事業の整備促進について知事に要望していただきましたことに、大変心強く感じておるところであります。知事答弁の内容も含めてお伺いいたします。

私が中央線と八幡根岸線の整備促進を求める質問を始めてから8年になります。この間、初めころは八幡根岸線の計画路線を変更するといったこともありました。平成13年10月の新蛇の崎橋の完成、平成18年には、市役所から蛇の崎橋までの中央線寺町通りが22メートル道路として全面開通いたしました。そして平成18年度では、蛇の崎橋以北の中央線に調査費として576万円を計上、平成19年度には事業に着手したい、八幡根岸線についても中央線の事業と同時進行ができるように県側に要望していくということでありました。

これまでの市側の答弁からしますと、今年度中には中央線と八幡根岸線の改良事業が開始されるはずであります。しかし、昨年9月議会における市長答弁では、議事録のまま申し上げますと、「現在、県が調査を行っている。市と県の調査が重複してもいけないので、県の調査結果を受けて市の調査を行うこととし、その調査結果を待って、直ちに着手できるようにしたい」とのことでありました。平成19年度に中央線、八幡根岸線の同時着工という当初の予定からしますと少し雲行きがあやしくなってきたように思いますが、現状はどうなっているのか、今後の事業計画はどうなるのかお伺いいたします。

また、かねてから要望しておりました住民説明会については、やるのか、やらないのか。特にこの地域の方々は、八幡根岸線の計画路線の変更といったことやさまざまなことで、市の計画に振り回されてきたという思いを持っておられる方も多いわけでありまして、住民説明会をぜひやっていただきたいと思っております。やるとすればいつごろになるのか、あわせてお伺いいたします。

2つ目は、県道横手大森大内線についてであります。これもまた20年以上の長きにわたる大事業であります。現在塚堀地区の工事が進められているところであります。私もたびたびこの道路を利用させていただいておりますから進捗状況は承知しておりますが、依然としてどこに結ばれるのか不明であります。この事業についても知事に要望されていましたが、今後の事業の見通しについてお伺いいたします。

3つ目は、広域農道奥羽山麓線の有効活用についてであります。関連して、横手公園スキー場の駐車場整備についてもお伺いいたします。

「みずほの里ロード」と銘打った奥羽山麓線は、間もなく工事が完了し、8月30日には開通式を迎えるとのことであります。国道107号線と105号線を結ぶこの路線は、思っていた以上に利用価値が高く、観光ルートとしての活用が大いに期待できるのではないかと思います。田沢湖や角館に短時間で結ばれ、沿線にはわらび座や抱き返り、奥羽山荘やラベンダー畑など、また市内にあつては、かんぼの宿や横手公園、金沢公園といった観光名所が多く、四季折々に見どころのある快適なドライブコースでもあります。

しかし、農道であるがゆえに名所名跡の案内板や道路標識など不備な点もあり、一部道に迷うところもあります。また、大型車の進入や冬期間の通行など安全面の対策も必要かと思っております。安全対策を万全を期され新たな観光コースとしての有効活用を提案するものであります。市長の所見を伺います。

関連して、横手公園スキー場の駐車場の整備についてであります。

私はかねてから、奥羽山麓線の工事と一体的に横手公園スキー場駐車場の舗装整備と安全対策を要望してきたところであり、市当局からも整備するというご返事をいただいていたものであります。現在この駐車場には、現場の工事事務所やトンネル工事の残土が盛られておりますが、いつごろ舗装整備していただけるのかお伺いいたします。

また、当スキー場は、ご案内のようにファミリースキー場として、親子スキー教室や小学生のスキー大会、市内の高校2校のスキー授業などに利用されております。小さな子供を連れたスキー客も多く、

安全性の確保が不可欠であります。どのような安全対策を考えておられるのかお伺いいたします。

以上で私の質問を終わりますが、私の質問は非常に答弁のしやすい質問ばかりであります。再質問をしなくても済むように明快なご答弁をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ご清聴まことにありがとうございました。

○田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 4点お尋ねがございましたけれども、まず1点目でございますが、少子化対策の部分でございますが、まさに議員がご指摘ございましたとおり、私どもも数年来、子育て支援ということに努力いたしておりますし、県も子育て支援、教育にかかわる税の問題で大変難渋しておられますけれども、いずれもが少子化という本格的な本質論からすると、やはり大いに足りない部分があるなという共通認識を私も持つものでございます。

そういう中でありますが、これも議員、前段でご指摘ございましたとおり、少子化の根本の原因というのは1つ2つではもちろんないわけではありますが、その大きな理由の中に、地域において子供さんを産み育てる環境下がない若い男女、あるいはこの地域にそういう意思があっても住まいし続けることができない方々が大変多いという、回りくどい言い方をいたしましたけれども、そういう状況をどうするかという視点は、これは永遠の課題であろうかと思っている次第でございます。ちなみに、直接のご答弁になるかどうかは別にいたしましても、私どもの努力といたしましては、本年度総務省が募集いたしました頑張る地方応援プログラムに、少子化対策プロジェクトということで応募いたしております。これをもとにいたしまして本年度の重点施策として取り組んでまいりますが、3年間の計画でございます。申請いたしました部分を申し上げますと8億5,000万円の規模、ただし、残念ながら、いただける部分は特別交付税で3,000万円を3年間でいただける、こういう寂しい限りではありますが、しかし、これに向かって努力してまいりたいと思います。

また、ご提案ございました、いわゆる少子化問題に全庁的に取り組むために、企画課を窓口いたしました部局横断の対策チームというものを設置いたしたいと考えているところでございます。もちろんその核になるのは、雇用をどうするか、産業をどうするかということが一番先になるのかなと思っている次第でございます。おじけず取り組ませていただきたいと思っております。

2つ目の固定資産税の見直しについてのお尋ねがございました。

税の問題は、市民の皆様非常にわかりやすくというわけにはなかなかまいらない、どうしても、うわさが先行したりとか他人の財産にかかわる部分とかいろいろございまして、明快に説明し切れないうらみがございまして、議員の皆様を煩わせている部分も多いかと思っておりますが、ご案内のとおり、固定資産税の価格というのは、3年に1度の評価替えによって見直しが行われているわけでございます。ただし、土地に関しましては、平成12年度から、地価下落を反映させた形で毎年土地の評価というものを実施いたしております。

平成12年度の評価替えにおきましては、横手地区におきましては、中心市街地と言え部分で言いますと、例えば中央町だとか、田中町だとか、四日町、それに大町の一部などを商業地から住宅地へと用途変更の見直しを行いまして、その結果、前年対比10.7%の下落ということもございます。今後も、土地価格の評価に当たりましては、適正かつ公平な課税に努めてまいりたいと思います。

3番目の非核平和都市宣言の早期実施をとということでございました。

現在、県内におきましては15市町村で宣言済みでございますが、先ほど議員ご紹介ございました過去の議会における私の答弁、原文のままご紹介いただきましたけれども、本日もその答弁をそのまま申し上げるつもりでございましたが、先に言われてしまいましたので、なかなかこの答弁は有効性がないなと思います。いずれ私は議員と立場が違いますので、この場で昨今の外交上の問題を論ずる立場にはないのでありますが、地域の住民の安全・安心を守る立場にはあるわけでありまして、そういう意味で心配は間違いなくしているものの一人でございます。

そういう中であって、私どもが非核平和都市宣言をすることが、この地域の住民の皆さんの安全・安心にかかわる意識の向上のみならず、例えば、日本国におけるささやかな影響があるとすれば、それは、タイミングというものもやはり考えなければならぬだろうと思います。平成22年までというのはあくまでも目標の区切りでございますが、平成22年に宣言をすることではございませんで、できる限り早い時期に、実行ある、内容ある宣言、効果のある宣言というものができかどうかの工夫をしながら、早目の宣言ができるような体制を整えてまいりたいと思う次第でございます。

4番目の道路整備についてでございます。3点お尋ねがございました。

まず、中央線並びに八幡根岸線のことでございますが、県において実施されました将来交通量調査の結果、将来的には、八幡根岸線よりも中央線の交通量が増加する調査結果となり、県としては、整備の優先順位として中央線を先行して整備するという事になったわけでありまして。

市では、県事業として中央線及び八幡根岸線の同時着工について要望しておりましたが、国庫補助事業の新規採択路線の条件が厳しくなっていることとあわせて、県としても2路線を同時に着工することが困難であることから、八幡根岸線の整備については、中央線の整備状況を見ながら引き続き検討していくということといたしております。

この項の2つ目に今後の予定についてのお尋ねがございましたけれども、今年度に入りましても、継続して県との協議を進めておりますが、中央線街路事業の新規事業採択を受けるためには、国庫補助事業の都市交通戦略調査を実施することが必須条件でございますので、市としても、平成20年度に調査をいたしたい、そして中央線街路事業の促進に向けて努力してまいりたい、このように思っている次第でございます。

なお、この件についての住民への説明会については、市と県が同時着工を予定しておりますので、県事業の着手が明確になった時点で開催いたしたいと考えております。

この項の2つ目、大森線についてでございます。

県道横手大森大内線につきましては、地域間の交流ネットワークを形成し、産業並びに経済活動の重要路線との位置づけのもと、秋田県において改良区間を定めながら順次整備を進めてきたところであり、現在は、横手市塚堀地区から赤川地区までの約3キロメートルについて、平成23年度の完成を目指して工事を進めており、本年度は、大戸川橋の架け替え及び道路用地の取得を行う予定となっております。

赤川地区から国道13号までの区間につきましては、県では、新しい平鹿総合病院の開院が周辺道路に与える影響を調査分析の上、平成20年度以降にこの区間のルートを決めたい意向と聞いております。

この項の3つ目の広域農道にかかわる部分でございますが、これにつきましては、平成2年から平成19年の工期で、仙北市の国道46号から横手市の国道107号を結ぶ延長3万9,851メートルの工事が進んでまいったわけでありましたが、この8月30日に竣工式を行いまして、その後、市と県及び横手警察署、県公安委員会と各種手続などの許可を得た上で、9月中旬の全面供用開始を予定いたしております。それに向けまして、完成記念モニュメント及び交通案内標識、関係市町村の史跡名勝などを掲載した観光案内板を設置しながら、農産物、観光客などの広域的な交流範囲の拡大を図ってまいりたいと思います。

あわせて、横手公園スキー場の駐車場にかかわる整備につきましては、統合補助事業の年次計画の中で対応する予定でございますが、ご指摘のように、現在この駐車場、道路改良工事に伴う盛り土材の仮置き場として使用しておりまして、重機などの進入により駐車場のところどころが損傷している状況でございます。このため、盛り土材の撤去後に砕石などを入れまして復旧することといたしております。また、今後、公共工事などで発生した舗装合材を活用し舗装を行いたいと考えているところでございます。

以上であります。

○田中敏雄 議長 20番石井議員。

○20番（石井正志議員） 思っていた以上にいい答弁でありまして、ありがとうございます。

少子化対策、これはまさに市長が言うように永遠の課題だろうと思います。おまえがそういうことを言うんだったら、どういう政策があるのか言ってみると言われれば、私もなかなか難しいなという気持ちは率直に言っております。しかし、議会の方でも、このままではおられない、黙って手をこまねいておいたらこの地域がなくなる、そういうような危機感を持ちまして特別委員会なども設置した次第であります。したがって、市長から今お話をいただきましたこの元気の出る国の何とかプランで少子化プロジェクトを求めたということでもありますので、大変時期がいい、一致しているということで、まさにこれこそ議会と執行部が両輪となってやらなければいけない課題だろうと思ひまして、市長の方からの特段の少子化対策にご検討を、そして議会でも責任を持って対応していくということで、ご答弁に対して評価をしたいと思ひます。

それから、固定資産税の見直しですけれども、確かに中心市街地、この商業地域を解除して宅地にしたいということで税の軽減を図られたようであります。しかし、空洞化はあのおりであります。シャ

ッターが閉まった状態がありますし、またチャンスがあればここを出ていきたいという方々も多いよう
であります。やはり中心市街地ですので、今後ともひとつ、政策的なことも含めまして、ぜひ再生が図
られるような税の見直し策などについてもご検討いただければと思っているところであります。これも
いいです。

あと、最後に、中央線、八幡根岸線の関係についてであります。

これは、平成20年に改めた調査をやって、早くても平成21年が中央線の着工のめどになるということ
でありまして、私もやむを得ないかなと思っています。一生懸命建設部の皆さんもやってこられたよう
でありますし、やむを得ないかなと思っています。

ただ、今回明確にされたのが、八幡根岸線は先送りということになったわけです。中央線を先行して
やらざるを得ないということになったわけです。この八幡根岸線が伊藤旅館の前で中断してからもう20
年近くになります。この間、計画路線がもう少し北側にあったものを南側に持ってきたりしまして、大
変混乱した地域住民も多いわけでありまして、そういう計画が決まったのであれば、またそういう計画に
沿ってということいろいろ考えられている市民の方々も多い中で、同時着工ということで認識されて
きた市民が多いわけですし、ひとつこの辺のところの住民に対するご説明などは考えられないのかどう
か、お伺いしたいと思います。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 いずれご指摘にありましたとおり、相当早く計画を立てて、ちょうど北から来る
方々にとっては横手病院につながる道、非常に狭隘な道、しかも保育園もあるということ、あるいは公
園に入る道路に面している等々の要素がございまして、大変ご心配とご迷惑をおかけしているとい
うことは承知いたしているところでございます。こういう方向が固まりつつあるわけでございますので、タ
イミングを図りまして説明する機会を、お知らせする機会を持ちたいと思っている次第でございます。

◎散会の宣告

○田中敏雄 議長 これで本日の一般質問を終了いたしました。

明13日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時37分 散会